

令和6年第2回(6月)川南町議会定例会会議録

令和6年6月12日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和6年6月12日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中村 昭人 議員
 - (1) 町長不在時の事務執行について
 - (2) 振興班制度について
 - (3) 防災と地域づくりについて
- 2 児玉 助壽 議員
 - (1) 民生委員児童委員の待遇改善策について
- 3 三原 明美 議員
 - (1) 川南町の臭い問題
 - (2) 川南町の教育
 - (3) 地震対策
 - (4) プレミアム商品券
 - (5) 町道の整備
 - (6) 高齢者の憩いの場
- 4 乙津 弘子 議員
 - (1) 介護保険保健福祉事業の百歳体操事業について
 - (2) 役場の事務の見直しについて
 - (3) におい問題
 - (4) 中学校統合の進捗
 - (5) 小中学校の給食
 - (6) みんなの学校
- 5 田中 宏政 議員
 - (1) 小・中学校の学力向上
 - (2) 農業振興
 - (3) 川南町情報公開条例について
 - (4) 介護予防について
- 6 河野 穎明 議員
 - (1) 介護保険のむだ使い
 - (2) 障害者にタクシー券を
 - (3) ふるさと納税について
 - (4) テストキッチンの利用
 - (5) 移住支援策について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 議員	2番 内藤 逸子 議員
3番 萩原 敏朗 議員	4番 田中 宏政 議員
5番 河野 穎明 議員	6番 児玉 助壽 議員
7番 中村 昭人 議員	8番 米田 正直 議員
9番 中瀬 修 議員	10番 小嶋 貴子 議員
11番 三原 明美 議員	12番 德弘 美津子 議員
13番 河野 浩一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷講平君 書記 大塚 隆美君

説明のために出席した者の職氏名

町長	副町長	河野秀二君
教育長	会計管理者・ 会計課長	山本博君
総務課長	まちづくり課長	稻田隆志君
財政課長	税務課長	米田政彦君
町民健康課長	福祉課長	河野賢二君
環境課長	産業推進課長	河野英樹君
農地課長	建設課長	黒木誠一君
上下水道課長	教育課長	三好益夫君
代表監査委員	永友靖君	

午前9時00分開会

○議長（河野 浩一君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

副町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

○副町長（河野 秀二君） おはようございます。皆さん、今朝方、お気づきになった方もいらっしゃるかもしれませんけど、早朝の4時12分に、番野地の安藤商店の隣、南隣というか、高鍋寄り側です。原田節子さん宅があります。ここが火災になりました、全焼ということです。

先ほど、役場に来る途中でちょっとのぞいたんですけど、10号線がもう一寸ずりで、確認はできなかったんですけど、7時59分に鎮火しております。

概要ですけど、以上で終わります。

○議長（河野 浩一君） 申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。また、写真動画撮影、録音はできませんので、よろしくお願いします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで一般質問通告書が提出されておりますので、昨日に引き続き、順次発言を許します。

まず、中村昭人君に発言を許します。

○議員（中村 昭人君） おはようございます。通告に従い、質問を行います。

まず、町長不在時の事務執行についてであります。

東町長が2月下旬に入院して以来、川南町では町長不在の状態が3か月以上続いています。闘病中であることは重々承知であり、一日も早い回復を願っておりますが、3か月以上も町長不在が続く状況はもはや正常ではありません。

3月定例会では、本来であれば、町長に就任して初めての肝煎りの当初予算を議会に提案し、町長自らが説明を行う場面でしたが、町長不在のまま、その思いを聞くことなく当初予算は原案可決となりました。そして、この6月議会も不在です。

行政は、予算が可決された以上、職員は事業を進めるための実務に移らなければなりません。果たしてこの3か月以上続く町長不在の中で、事務手続は法令にのっとり滞りなく行われているのでしょうか。

そして、町長の健康状態に対する様々な憶測が飛び交うなど、町民からもこの状況を不安心する声が多く聞かれます。それは、町の未来を案じる声にも聞こえます。

そこで質問ですが、町長の現在の様子はいかがか、お伺いをいたします。

また、町長の決裁はどのようにしているのか。

職務代理者を置かない理由は何か。

まず、この3点についてお答えください。後の質問は質問席から行います。

○副町長（河野 秀二君） 中村議員の御質問にお答えします。

第1点ですけど、町長の現在の様子はということですけど、県病院に入院されたことはもう既に御承知かと思いますけど、後半になりまして、体力回復ということで約2週間程度一時帰宅され、その間に約1週間程度、半日の公務をされました。それは皆さん御存じかと思います。

その後、病院を変えたいという本人からのお話を聞きました。善仁会病院に変わりたいと。詳しいことは分かりませんけど、そこに行って胃ろうの手術をしたいということを申されました。それが近日中に行われるんじゃないかということを御報告を受けています。つい2日ぐらい前の話です。

町長の様子については、以上お話ししたとおりです。

それから、町長の決裁につきましては、どうしても町長でないといけない決裁、自筆書面とか総会で書面議決など、そういったものについては、町長のところに持つて行って、書類をですね、決裁をもらってきました。通常の書類については、代決で処理をしております。

それから、職務代理を置かない理由についてちゅうことは、町長に話しましたら、町長は置かないと、職務代理は。ということでしたので、分かりましたということで、今現在的一般的な代決の処理で行っています。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 善仁会のほうに病院を変えたいということあります。御本人の今後の療養、治療方針というのは御本人が決めるところであり、先ほど申しましたけど、本当、一日も早い回復を祈っているところであります。

町長が不在の中で、先ほど、決裁はどうしているのかというところですけど、自筆によるサイン等が必要なとき病院まで持つて行っているということですけど、副町長は病院を訪ねて、直接そういった自筆のサインとか印鑑を押してもらう場合があったということですけど、どのくらいの頻度でそういったことがあったのか、面会をしていたのか、お伺いをいたします。

○副町長（河野 秀二君） 自筆の書面が必要な場合に、県病院へ行って書面議決なりをもらっていました。ですから、定期的に伺うということじゃなくて、その都度、物事が発生したときに行っておりました。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） では、書面等を持っていくときに、副町長はこれを公務として行っていたのか、お伺いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 公務ですかね。公務ですよね、印鑑を実際もらいに行くわけ

ですから。印鑑とか、自筆とかですね。

ただ、そのときには、私、自分の車で、個人的な用も多少あった場合もありますので、行った場合もあります。

○議員（中村 昭人君） 行政の手続上必要な決裁をいただくわけですから、それは公務です。

ただ、私が、副町長が今日は休んでいるとかいう話で聞くことがあったんですけど、そのときに病院のほうに、町長のところに行っているというような話を聞きました。

要するに、公務として行くのであれば、しっかりと総務課長、総務課なりと、公務で行くやり取りをして、その報告があつてしかるべき。どういった状況だったのかというような報告があつてしかるべきだと思うんですが、そのような、いついつ行きますとか行つてきましたというような報告等は総務課なりとはやっていたのか、お伺いいたします。

○副町長（河野 秀二君） 書面議決をもらわないといけないということで、近日中にもらってきますと。その近日中というのは、私の公務の間を縫つて行くしかありませんので、特別休暇はないんですけど、その間を縫つて行っておりました。

○議員（中村 昭人君） 休みというか、特別職ですので決まった休みはないんですけども、そういった書面にサイン等をもらうのに、やはり私はしっかりと公務として行って、ちゃんと手續をすべきじゃないかというふうに思うわけです。

実際に町長のところに面会をしに行ったというのは、副町長は行かれているんでしょうけど、総務課長にちょっとお伺いしますが、総務課長はこれまで町長に病院等に行って面会されたことがあるかどうか、お伺いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 町長の面会は、町長が登庁したとき以外は会っておりません。

以上です。

○議員（中村 昭人君） なぜ、このようなことを聞くかというと、町長が入院していると、そこに行くということは、やはり公務として行って、病状の把握、今後はどうなのか、治療方針はどうなのかということは、行政、少なくとも総務課長あたりはしっかりと把握をして今後の行政運営を見なくてはいけないと私は思うわけです。これを私用で行くということは、本当にやっているのかどうかも分からぬですし、誰と行っているかも分からぬというような状況ですので、しっかりとそこは公務で行くということを私はやっていただきたいというふうに思います。

次に、職務代理者は置かないということで、町長から連絡や指示を出せる状況にあるとの判断で代理は置いていないということなんですが、まずこの職務代理とは何ですかということなんんですけど、地方自治法の152条に定めがあります。これを川南町の場合でいうと、町長に事故があるとき、または町長が欠けたときに副町長が町長の職務代理をすることとなります。

事故があるとき、「事故」は「交通事故」の「事故」です。この事故があるときとは、町長が長期間、または遠い場所への旅行、病気、その他の理由によりその職務を自ら行えない場合を言います。ですので、3か月以上の病気療養による町長不在は、事故があるときに該当するかと思います。

では、逆に、職務代理を置かない場合ということ、これ、どういった場合かというと、自治法の解釈では、当面、事務処理に重大な支障を及ぼすおそれがなく、かつ、短期間に町長が正常に職務を執行できる状態になると予測される場合には職務代理する必要がない、このような解釈です。

ですので、自治法に照らし合わせると、3か月以上に及ぶ長期療養による不在は、副町長は職務代理をすべきではないのか。すべきではないんですか。お伺いします。

○副町長（河野 秀二君） 県病院に入院されて、職務代理の話もしました。最初から、職務代理は置かないという町長の返事でした。というのは、恐らく町長の頭の中には、近いうちに復職できるんじやなかろうかという旨のこと也有ったんではないかと思います。

それから2か月ぐらいしてでしょうか。トータルで2回か3回聞いています、職務代理は置かないんですかと。私は置かないと。私は分かりましたと、そういう返事しかできませんので、そのように対応してきました。

○議員（中村 昭人君） 町長の指示でそのようにしているということなんんですけど、行政をつかさどる中で町長、副町長というのは一体ですけども、確かに上司の町長の指示を仰ぐというのは当然ですけども、政治をやる上では、どちらを向いて政治をしているんですかねということです。職務代理を置かないというのは、別に町長のためではなくて、町民のためなんですね。事務をしっかりと行政手続にのっとって間違いなく行うこと、このために職務代理者が必要ということなんです。

職務代理者を置く必要がないと言いますが、町長が指示が出せる状況にあるからと言いますけど、町長がどこで指示を出しているのかといったら、病院ですよね。考えたときに、我が町の職員が病院から、ましてやベッドの上から指示が出されて、それによって動いているということを考えると、川南町は大丈夫かと思うわけです。

副町長は、単に事務決裁や指示を行うだけが町長の仕事か、そのようにお考えかどうか。ほかの自治体の長は、来年度の予算獲得のために国や県に陳情に行ったり、良好な関係性をつくるために忙しく飛び回っています。また、その合間には町内の会議やイベントへ顔を出し町民とのコミュニケーションを図りながら、また幹部職員とは円滑な町政運営のために行政経営会議を行っています。

そして、危機管理なんです。佐賀県では、捕獲された野生のイノシシ2頭が豚熱に感染していると確認されています。佐賀県では去年8月、唐津市の2つの養豚場で52年ぶりの豚熱の感染が確認され、1万頭余りの豚が殺処分されています。

川南町で発生したらどうしますか。14年前を思い出してください。口蹄疫がありました。

鳥フルもありました。感染が確認されたら、町長は即座に対策本部を立ち上げ、陣頭指揮に当たらないといけません。感染症のパンデミックはいつ起こるか分からないです。

自然災害もしかりで、豪雨、台風、地震、そういった危機管理に対応するのも町長の仕事だと思いますが、どうですか。それでも職務代理を置かない、置く必要がない、指示をもらっているから、そうお考えですか。お伺いします。

○副町長（河野 秀二君） 町長に何回か言いましたけれど、町長がそのようなお考えですでの、それ以上、私がとやかく言うことはないだろうと思いました。

ただ、いろんな行事がありまして、確かに行事がダブる場合もあります。そのようなときには、課長に行ってもらったりとかしていますけど。

町長も、自分が近いうちに復帰できるというお考えを少し話された時期もありました。ですので、町長の頭の中は分かりませんけど、復帰したいということが強いから、職務代理を置かないというふうに私におっしゃったんじゃないかなというふうに思われます。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 先ほど言いましたけど、どちらのほうを向いて政治をやってい るのか。町政運営をやっているのかです。

町長がそのようにおっしゃるのは責任感からだとは思います。しかし、いろいろな場面で、議会勉強会等でも町長の病状の報告が今までありました。5月7日の勉強会だったですか。自転車をこぐりハビリまで行えるようになったというような報告もありました。しかし、議会に提出された診断書を見ていると、とてもそのような姿が想像できません。一時的にはそうだったのかもしれませんけども、やはり長期的な療養が絶対に必要な状況であるということは誰しも予想ができそうなもんです。

御本人は町長という役割を責任感から全うするというおつもりなのでしょうが、それは、先ほどから言いますけど、誰のためなのか。町民のためなのか、町のためなのかを考えいただきたいというふうに思います。

正直なところ、副町長からの町長の病状報告についても、本当に正しい情報を伝えているのかというようなことは、これ、私はちょっと疑わしいんではないかなというふうに思います。先ほどから言るように、あの診断書見たときに、町長からの報告と相当ギャップがあるわけです。大変苦しい思いをされているんじゃないかなというふうに思います。

だから、そこは町長の指示だからとかいうことではなくて、やはり町長がしっかりと療養に専念できる環境をつくってあげるのも、これは腹心したる副町長の役割じゃないんですか。違いますか。

○副町長（河野 秀二君） 町長本人が復職を目指して私は頑張りたいとおっしゃられれば、そのように、それを信じるしかありませんので、それに対して私がどうこうというものじゃないと思います。それは、つい先日の話です。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 町長がそのようにおっしゃるということです。

ですけども、今の川南町の状況を考えたときに、今日の新聞もありましたけども、図書館指定管理者の問題で、提案者である町長は入院で説明することもできず、また副町長はこれまでなかなか苦しい言い訳に終始して、結局、ＴＲＣから提訴されるまでに至っています。

政治の世界ではよく耳にする言葉なんんですけど、「信なくば立たず」というものがあります。これは、孔子が政治の要を問われたときに、信頼がなければ統治は成り立たないと述べています。

長期の病気療養を町民が理解するとしたら、信頼があってこそだと私は思います。訴訟問題で町民の不信感は相当なものであります。それでも副町長は、町長の長期療養は町民の理解を得られると思っていますか。

○副町長（河野 秀二君） 町長への業務報告は、重要ポイントについては報告していますので、それで町長が、その上、私は復職を目指して頑張っているんだとおっしゃられれば、それ以上、私が物申すことはできませんので、そのような状況です。

先ほど、中村議員がおっしゃった、私が報告した中に乖離があるというふうな言い方に私は取ったんですけど、私はそういう報告したつもりはないんですけど、もしそういう部分があれば、私の説明が悪かったのかもしれません。

ただ、診断書については、病院の医師からの診断ですから、それは間違いないことです。

以上で終わります。

○議員（中村 昭人君） 町長は責任感の強い人なんだなというふうには思います。なので、町長の職責を果たしたいと、病に伏しながらも頑張っているのだと思います。

しかし、職務に実際に耐えられるのか。これからは後進に道を譲って治療に専念し、御自身の命を第一に考えるべきじゃないのかなと私は思います。これ、決して、次の選挙がどうとか次どうなるとかという話じゃなくて、命の問題です。しっかりと治療に専念できる環境を整えてあげること、そして町民のためにしっかりと町政運営を遅滞なく行うということを、副町長にはこれから期待したいなというふうに思っております。

このように病と闘う者に対して厳しい追及をすることはなかなか躊躇しますけども、本音はやりたくはありません。ですが、私も選挙で選ばれた人間です。町民の声をぶつけるのも責任があります。町長もその職にある以上、町長として受け入れる責任もあるはずです。

行き過ぎた発言もあったかもしれません、それも川南町のことを思ってのことです。どうぞ御理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質間に移りたいと思います。

振興班制度についてです。

振興班という呼び名は川南町独自のものであります、一般的には町内会、自治会といった呼び方が多いのではないでしょうか。

町内会や自治会という団体組織は、市町村の一定の区域に住所を有する者、その地縁に基

づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理、そして良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うものと自治法に定義されています。

しかし、自治会と振興班、これは近年、人口減少や役員のなり手不足が一因となって、自治組織の解散が全国的に増えている状況にあります。わが町の振興班も同様です。なぜそうなるのかは、それは役員の負担が大きい、行政からの依頼事項が多い、こういった負担感に対するもの、そして高齢化による会員数の減少などが挙げられると思います。

では、ここで、川南町における振興班制度の現状と自治に対する影響についてお尋ねをいたします。

まず、現在の振興班数と個人世帯数の割合を教えていただきたいと思います。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） 令和6年4月1日現在の振興班数は265、個人世帯の割合については、住民基本台帳を基にしたデータによりますと、45%になります。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 先日、新聞にありましたけど、宮崎市では個人世帯が50%ということで、やはり川南町に限ったことではないというようなことは見て取れます。

振興班が果たしてきた役割というのは、回覧板を回すことで情報を共有したり、住民相互で見守りであったりとか地域の環境美化、そして子ども会を軸とした子供の健全育成の場であったと思います。それが、半数近くがもう個人世帯になったということは、これはやはり振興班制度、自治会制度を根本的に見直す時期に来ているんではないかというふうに思います。

時間等と、あと今日は町長がやっぱりいないということで、今後、こういうふうにどのようにお考えかをお聞きすることだったんですけど、ここではちょっと次に行きたいというふうに思います。

振興班の加入の減少とか解散が相次ぐ中で、やはり自治活動に影響が出てきているのではないかと思うし、そのようになっているということです。

最も私が危惧するのは、災害時の地域コミュニティーにおける共助の力が低下することです。以前、役場が実施した振興班役員のアンケート調査でも指摘がありました。

では、今後どのように共助の力を維持して人々の命と暮らしを守るのか。特に、高齢者や障害者など災害弱者と言われる方々の命と暮らしをどのように守るべきなのかを、この場では防災と地域づくりの観点から議論をしたいと思います。

まず、災害時の共助の在り方とはどのようなものか、お伺いいたします。

また、加入率低下や解散が進む中で、行政区割りである自治公民館が果たす役割は大きいのではと思います。共助における自治公民館の役割はどのようなことが考えられるか、お伺いをいたします。

最後に、個別避難計画を共助や地域づくりに生かせないかという視点です。これ、さきの

3月一般質問でもしたものなんですが、個別避難計画を共助や地域づくりに生かせないか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 中村議員の御質問にお答えします。

まず、災害時の共助の在り方とはということではありますけども、共助とは、災害発生の初期段階において、地域の住民の方々がお互いに協力して、自分たちの地域は自分たちで守るとの考えの下、様々な防災・減災活動を行うことであると考えております。

次に、共助における自治公民館の役割はということではありますけども、町内会や公民館単位などの地域住民で防災・減災活動を行うために結成・運営される自主防災組織という活動があります。住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練、その他自発的な防災活動をし、過去の災害から得られた教訓の伝承、その他の取組により、防災に寄与するように努めなければなりません。自治公民館は共助の核となる役割であると認識していますので、自主防災組織の結成に向けて働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

最後に、個別避難計画を共助や地域づくりに生かす考えはないのかという御質問ですけども、個別避難計画は、その作成に必要な範囲で避難行動要支援者に関する個人情報を活用できることとされています。

また、個別避難計画情報の提供に当たっては、原則として、避難行動要支援者御本人の同意を得て、消防機関、自主防災組織、民生委員等の関係者にあらかじめ個別避難計画情報を提供することとされています。

避難支援等とは、高齢者等避難などの避難情報の伝達、安否の確認、避難所などへの避難に同行することなどであり、個別避難計画は共助や地域づくりを基本とする自主防災組織の重要な要素であるとも考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 確かに今おっしゃるとおり、自主防災組織の推進、こういったことは大事かと思います。まさに、自分の命は自分で守るという自助、そして共助の部分に必要な対策であると言えます。

今、総務課長からの答弁もありましたけども、個別避難計画がなぜ必要かというのは、本当に、情報の提供、お互いに各部署、各組織で共有していた個人情報ですけども、それを共有ができるというのが個別避難計画の肝にあるということなんです。この視点が、私、大事だと思うんです。

先ほど言いましたけど、災害が起きて、一番被害を受けている割合が多いのは高齢者であり、障害者など災害弱者です。個別避難計画をつくることは努力義務となっていますので、これは各自治体で取り組んでいるところで、なかなか川南町ではそこがちょっとまだ1件ということで、私はつくるべきだということでききの質問でしたんですけど。

ということで、国や県は、計画策定自治体に対して様々な支援を行うとしています。さき

の県議会では、市町村が行う福祉専門職員や自治会との調整会議のほか、地域防災活動に対して県の担当職員や防災士を派遣し、制度の周知や関係機関との連携、要支援者避難訓練等について支援を行う、このことにより、個別避難計画の策定を加速化させると河野知事が述べています。

今後、こういった支援を活用する考えはないか、お伺いをいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 国の支援を活用する考えはないかという御質問ですけども、現段階では活用を予定しておりませんけども、今後、防災活動を推進・啓発する中で、有効と判断すれば、関係各課と協議しながら対応したいと考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 分かりました。

次に、財政的な支援でいくと、国は、優先度が高く、福祉専門職の参画を必要とした新規の個別避難計画の作成に対して、1人1計画当たり7,000円を支給することができるよう、令和3年度から地方交付税措置を開始したと聞いているんです。

実際にこの交付税は交付されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

○財政課長（川崎 紀朗君） 御質問にお答えいたします。

普通交付税の算定の中に、包括算定経費という人口及び面積を算定基礎としたものの中に、令和3年度より、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画作成経費というものが追加されております。川南町では、令和5年度の基準財政需要額ベースで、おおむね100万円程度の計上となっております。

ただし、この普通交付税につきましては、一般の国庫補助金とは異なりまして、いわゆる町税と同じく一般財源として手当てされるものでありますので、算定基礎に入っているからといって、この用途に必ず財源充当しなければならないという縛りのあるものではございませんということになっております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 要するに、つくってもつくらなくても交付税措置は変わらないということかと思いますけども、でも、つくるというふうになったときに、結局は町が報酬に関する方針を決定して予算化すれば、これ、できると思うんですけど、いかがですか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 報酬に関する方針はということですけども、現段階ではまだ具体的な取組等、協議されていませんので予算化までの話にはなっておりませんけども、今後、必要が生じれば検討していきたいというふうに考えております。

○議員（中村 昭人君） ゼひ、こういった国、県のフォローを生かしていただきたいというふうに思っているんです。地域のつながり、地域づくりに生かすという視点でいくと、先ほども言いましたけど、振興班の解散、加入率の低下によって希薄化した地域のつながりを再構築するためには、やはり個別避難計画を地域でつくっていくということが一つの、私はきっかけになるというふうに思っています。

個別避難計画作成モデル事業報告書って内閣府から出されているのがあるんですけど、結構300ページぐらいあるやつなんんですけど、これに全国の取組事例が多く掲載されています。うまくいったこと、うまくいかなかつたこと、全て、これ見ればよく分かります。

その中で、やはり、見てみると、地域のつながりの再構築や、普段から困っているときには助け合える地域共生社会づくりにつながっているということがよく分かります。そして、この取組を財政的に後押ししている自治体もあるんです。釧路市なんですけど、ここではそういった取組を、振興班とか、そういった町内会単位ですることに対してしっかりと予算措置をしているということです。

ですので、まずは、今現在作成している地区があります。ハザードマップ上で危険とされている地区、45人分あるんですけど。このことについて、御本人や親族、民生委員、ケアマネなどの福祉専門職、そして振興班や自治公民館などの協力を得て協議の場をつくること、そして地域がつながった顔の見える避難計画をつくる、そこに報酬や活動費として予算づけをする、このようなモデル事業に取り組んで町全体での取組へと広げるのはどうか、お伺いをいたします。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

現在は、川南町の個別避難計画につきましては、先ほど議員が言われたように、ハザードマップで危険度が高いとされている通山地区を対象にして作成に取り組んでいるところでございます。具体的には、対象者の状況を詳しく把握しています地区担当の民生委員さんとケアマネさんなどに計画作成の協力をお願いしているところでございます。

個別避難計画の作成に当たっては、対象者一人一人について、現在の生活状況や必要な支援など確認しながら避難場所、避難経路、緊急連絡先など細かく作成する必要があるため、マンパワーも必要で非常に時間もかかるということになっております。

今、言われたように、振興班や自治公民館などに協力をいただきながら、モデル地区を設定して、それを町全体に広げていくという考えはすごくいいことじゃないかなと思いますので、今後検討ができるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議員（中村 昭人君）　個別避難計画は大事なこと、先ほど言いました独り暮らしとか介護が必要な方の情報を共有すると、自治体であったり、一番分かっているのはケアマネさんだったりすると思います。民生委員だったり、そういったところと情報をつなげて、そして計画をつくるということが個別避難計画の役割なんんですけど、これを作成すること自体が目的ではなくて、作成するまでの過程で人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、命を守る実効性のある避難支援につなげることが大切かと思います。

もう一つ大切なことは、それは、負担をみんなで分け合うこと。先ほども言いましたけど、負担が増えることで振興班の活動が停滞しているという側面もありますので、こういった現状も認識する必要があるかと考えます。

そして、これは民生委員の方から聞いたんですけど、独り暮らしの高齢者に民生委員は戸別訪問するんです。そのときに、やはり誰かが見てくれているという安心感があるという声が聞こえるそうです。誰かが見ている、何かあつたら誰かが来ているという安心感こそ、やはり共助の中では大事なのかなと。先ほど言いました防災訓練も、しっかりとした実態に即したものをするということは大事なんんですけど、そのベースにある、どこにどういった人がいるんだと、こういった個別情報が共有されて初めて、避難訓練、図上訓練も、実際に発災したときには有効な訓練の成果が現れるんだと私は思います。

まさに、個別避難計画を通じた防災とまちづくり、防災と福祉、この大事さが分かる先ほどの言葉というふうに思います。

「誰一人取り残さない川南町」の実現のために、トップの力強いリーダーシップを希望して、一般質問を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前9時45分休憩

午前9時55分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、民生委員児童委員の処遇改善策について質問いたします。

民生委員制度は、平成29年度に100周年を迎えた歴史と伝統のある全国的な制度ですが、民生委員は民生委員法によりその設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であります。給与の支給はなく、無報酬ボランティアとして、全国に約23万人、本町では33人が自治体の長の復命の下、業務に従事し、また、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、民生委員児童委員と呼ばれ、自らも地域住民の一員として、それぞれの担当する地域において住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎの役として業務を果たすとともに高齢者や障害者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たし、重責を担っているのにもかかわらず対価の支払いがないため、なり手不足が顕著になっており、社会問題になっています。同じ非常勤の特別公務員でありながら、対価を得ている自分としては、この不公平な差別的無報酬ボランティアとする民生委員法に憤りを覚えますが。この民生委員のなり手不足の社会問題については処遇改善策をもって取組、なり手不足を解消することが高齢単身世帯が地域で安心して生活できる環境整備の課題の解決につながると思います。副町長及び町職員において、二、三ヶ月、民生委員児童委員と同様にボランティアで働いてみて、どういうものか経験し、民生委員児童委員の処遇について考えてみる気はないのか、当局の見解を伺います。的確な答弁を期待するもので

あります。

後の質問については、質問席において質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○副町長（河野 秀二君） 今、児玉議員が最後のほうに言わされました、私含めて職員が民生委員を経験するのもいいんじゃないかという話なんですが、ここで即答はできませんので、控えさせていただきます。

○議員（児玉 助壽君） 厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、4月12日に、世帯の平均人数が2033年には1.99人と初めて2人を割り込み、独り暮らしの高齢者が急増し、見守りや介護などの支援を充実させ、地域で安心して生活できる環境整備が課題となるとしています。

昨日は孤独、孤立の問題のことを言わされました。それと、先ほどの同僚議員が災害時の避難困難者の名簿作成等、防災問題を含めて、地域で安心して生活できる環境整備には民生委員の活発な活動抜きでは考えられないことから、地域で安心して生活できる環境整備の課題の一つとして、民生委員の待遇改善策も必要と自分は思っておりますが、当局の見解を伺う。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町の民生委員児童委員の活動といたしまして、住民の方からの相談、住民の見守りはもちろんのこと、70歳以上の独り暮らしの高齢者訪問調査、災害時の個別避難計画策定の協力というのもいただいておりまして、地域にとってなくてはならない存在として日々活動いただいております。また、議員のおっしゃるとおり、今後ますますその活動の幅が広がることも予想されております。

それら増加する業務については、今後、実費等も含めて、待遇改善を図る必要があるものと考えられます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 昨年度の統一選挙後、当時の福祉課長から、自分の居住する通山地区では民生委員1名が不足し、なり手がいなくて困っている、民生委員の補充に協力してくださいと頼まれました。なり手探しの苦労を知っている自分は、地区のことであり、民生委員推薦会委員でもないのに安請け合いし、なり手探しに奔走しましたが、目当てにしていた人からことごとく断られ、最後には幼少期に住んでいた近所の同級生に1週間ぐらい通い頼み込み、ようやく引き受けてもらい、現在、民生委員児童委員として、地区住民のために精いっぱい活動してもらっているところであります。

その人のプライバシーに関連しますが、四、五年前に旦那さんに先立たれて、独り暮らしの高齢者で、国民年金が唯一の収入源の生活困窮者であります。その人が、地区住民が地域で安心して生活できるよう、けなげに活動する姿を見るにつれ、無報酬と知らず民生委員に推薦したことを後悔し、二度と民生委員の推薦に関わらないと思ったところであります。

前担当課長は、地域に民生委員児童委員の欠員が生じた場合、行政はもちろん、地域も困ると言われましたが、定員数が充足していないと行政も住民も困るような重要な業務に携わ

る民生委員児童委員は、非常勤の公務員であります、それを無報酬ボランティアと響きのよい言葉でただ働きさせていますが、厚生労働省が所管する労働基準法では、賃金を支払わざ労務に充実させた場合は違法と定めていますが、労働基準法に抵触した民生委員法の名の下にただ働きさせていないのか、町当局の見解を伺います。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

民生委員児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員でございまして、雇用契約を結んだ労働ということには当たらないため、労働基準法の適用は受けないのではないかと考えられます。

民生委員は、民生委員法第10条によって、民生委員には給与を支給しないと規定されておりますので、議員もおっしゃったとおり、無報酬のボランティアとなっております。ただし、民生委員の活動につきましては、活動費が支給されております。活動費については、その活動に見合ったものが今後適切に支給されますように、川南町民生委員児童委員協議会と今後協議をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君）　民生委員法にのっとってと言われますが、厚生労働省はろくな法律はつくつとらんようであります。希代の悪法、人権侵害の旧優生保護法もその一つであります、これも厚生労働省が制定した法律でありますので、あまりろくな法律でもねえと。そういうこと言うたらいかんですね。民生委員の報酬を、今、言いました。自治体により差異がありますが、川南町は、会長が10万2000円、副会長が9万円、委員の方が月7,000円、年額8万4000円の年額活動費と会議等出席時の費用弁償1,000円などとなっております。これでどれだけの活動ができるか、課長が1回、二、三ヶ月してみつと分かつと思うんけんどんよ。主たる活動がボランティアの校区公民館長に報酬支給しながら、行政がボランティアでただ働きさせているのは民生委員ばかりではありません。保護司や赤十字奉仕団、その他もちろんの地域社会に貢献、ボランティア活動している大勢の人たちがいますが、差別し過ぎではありませんか。

私も地域で自主防災会を12、3年しておりますが、自分は議員報酬を頂いとるから、そのおかげで活動できるわけですが、一緒に自主防災会、会長を立ち上げた副会長は、私に何にも言わんで会長の名簿から消えておりました。誰か消しゴムで消したかしらんけんどう。何でお前辞めたとか言うたら、年がいったかいよ言うけんど、何言うとか、わい、俺より若えじやねえかと言うたら、お前、役場の方を指差して、これ、もらいよっじやねえかちゅうかい言いよった。これは自主防災会の報酬じやありません。議員の報酬であって。やっぱり先立つものがねえと、草履の底が擦れてん草履も買えんすわ。私が同級生がいろいろ頑張つとっこ見つと、民生委員の活動を見とつと、これは1回、日の当たる場所に、日を当てていちゃらんにやいかんなと思って、これを自分の最後の務めじやねえかなと思つるわけです。民生委員の業務概要を見ますと、隣人愛をもって、社会福祉の増進、1がですね、

2、地域社会の実情を把握、3、生活上の相談に応じ、自立の援助、4、明瞭で健全な地域社会づくり、人格と識見の向上、自己研鑽、これが民生委員児童委員信条で、そのことに努めるうたっておりまます。活動報告の活動内容区分では次のように分類されています。

1、相談支援。様々な相談を受けて、解決に向けて支援する活動。生活支援のための活動。例を挙げると、生活保護を受けるために必要な条件や手続について相談を受ける。

2、調査・実態把握。世帯の支援に必要な情報収集や状況把握。民児協の独自調査や他の機関、団体からの依頼の調査。例、町からの依頼で独り暮らしの高齢者の実態調査に協力した。

3、行事等の参加・協力。民生委員児童委員として各種会議の出席。地域行事の協力。例えば、小学校の入学式や運動会に出席するなどです。

4、地域社会福祉活動。社協の関係機関と協働して行う地域福祉活動。例えば、社協が主催する海岸清掃活動にボランティアとして参加するなど。

5、民児協運営・研修。民児協の定例会、部会、委員会の研修会の企画・参加。例えば、県民児協が主催する民生委員児童委員研修会に参加するなど。

6、証明事務。本人や行政機関等からの協力を求められた場合に行った証明・調査、また事実確認等。例えば、児童扶養手当の受給者が現況届を行うに当たり、内容を確認し、署名するなど。

7、要保護児童の発見の通報。要保護児童を発見し、福祉事務所、または児童相談所への通報。例えば、住民からの虐待のある家庭の通報を受け、児童相談所に連絡するなど。

8、訪問・連絡活動、見守り。声かけなどを目的とした高齢者への訪問・連絡活動。例えば、一人暮らしでひきこもりがちな男性の自宅を定期的に訪問しているなどと、もう、いろいろあります。

これに、先ほど同僚議員が言いました個別避難の名簿作成などありますが、実はうちの防災委員会にも民生委員の方が2人、役員になって活動してもらっていますが、ほとんどが避難困難者の名簿作成についてはその方にお願いしております。自分たちにはできませんわね。物の言い方を知らんから、私なんかは。非常に重宝しているところであります。

そういう人をまた、うちの防災会はお金がねえからただで使うとっとやけんど、自分もただで使うとてかい、役場もただで使うてけしからんじやねえかち、そんなふうに取られてもいかんけんどんですね、うちの自主防災会は会費を取つと会そのものが成り立たんもんじやかい、会費を取らんようにしとつて無収入なわけですから、出すにも出すお金がないので、役場から出してもうたらええがなち思うとるわけですが、何か考えてもらえんですか、副町長。

○副町長（河野 秀二君） 申し訳ありません。今、ここで即答できる回答がありませんので、これで終わります。

○議員（児玉 助壽君） 町長は3か月、療養で公務にほとんど従事しちょらんけんどん、がっちり報酬は全額頂いております。町長ががっちり仕事せんで報酬を頂いておるときも、

民生委員の方たちは一生懸命、さっき棒読みしたような活動をしておりますが、大変じゃなと思つとつです。

同僚議員は、早く退院すっと……。

○議長（河野 浩一君） 児玉議員、質問内容を手短かにお願いします。

○議員（児玉 助壽君） 時間があっじやねえか。

○議長（河野 浩一君） 時間はありますけど。

○議員（児玉 助壽君） 一[発言取消]一。

民生委員児童委員協議会、以下、民児協の活動は、今、棒読みしましたとおりであります。民生委員児童委員が、誰もが安心して住み続けられる地域づくりのために、全国共通の制度として全国約23万人が日々活動しており、宮崎県では2,613人、令和6年3月時点、定数がおり、112の民生委員児童委員協議会、民児協に属し、地域での孤立をなくし、子供たちの安全を守り、住民の安全、安心な暮らしのための活動、災害防止への備え、啓発を行い、地域をよりよく住みやすくする取組などを行っていますが、そのほとんどがプライバシーに関することが多く守秘義務があることから、活動実績がほとんど報告されないことから認知度が低く、ほとんどが評価されない残念な結果となっています。

そのため、私は今回、その人たちに光を当てるために質問することになったわけですけど、民児協の活動を知れば知るほど、縁の下の力持ちといいますか、その働きには頭が下がるばかりであります。これらを住民に知らしめ、それ相応の対価を与え評価すれば、民児協の認知度、評価も向上し、民生委員児童委員のなり手不足が解消できると思いますが、当局はどういう見解を持っているのか、伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、民生委員の活動内容については守秘義務がございまして、個人情報などの詳細について広くお知らせすることはできないんですが、活動内容については、広報していくということは非常に大事なことだと考えておりますので、事務局であります社会福祉協議会のほうと今後とも認知度向上のための取組を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 担当課長はいろいろ啓発しよると言いましたけど、去年ですか、私の同級生と話したっちゃけんどんよ、十文字の人で。民生委員でいろいろ頑張つとるねえちかい、会長ですね。会長は僕の先輩になるわけですが、民生委員は何をしよっとか、何もしょらんじやねえかち言われてショックを受けたところであります。

やっぱり実績なんかは、任期が3年でありますから、任期満了時には実績評価して、感謝する報償金などを手渡したりなんたりすると、民児協の認知度、評価も向上すると思いますが。それぐらいすれば、民生委員のなり手もあると思いますが。今回、公民館長の報酬が増額されたわけですが、その理由として、なり手がないからちゅう答弁のようでしたが、

3月ね。私の調査によりますと、分館制度、区長制度のときにはなり手がおりませんでした。自分も議員になりたての頃、推薦人となり、1か月以上お願ひに回り分館長になってもらつたことがあります、産みの苦しみを味わつたことであります。5、6年前、校区公民館制度になり、報酬が160万に跳ね上がってからはなり手が多くなり、あるところでは居心地がよくなり館長の座にいつまでも座り続けて後継者育成の障害になっているところがあつたり、退職役場職員の天下りの受け皿になっているなどの高額報酬がゆえの弊害も聞こえてきます。

それに比較し、449万8000円が民児協に町から支払われる補助金になるわけですが、それを33名で分配しますと年額13万6300円であります。こうした弊害は発生しないわけですが、なり手不足という弊害が発生しているのが現状であります。

4半世紀後、25年後は、全世帯の半数に迫る2,330万世帯が一人暮らしになるとの将来像が示されました。未婚率の高さを背景に、高齢者の独り暮らしの割合が増えていく。有効な手立てを打てずに来ている状況とも言える。孤独や孤立の問題は、世代を問わず誰にでも起これり得る人間関係の希薄化が指摘される地域社会で、人とのつながりをどうつくり出すかが課題であります。団塊ジュニア世代が65歳以上になる影響もあり、1990年代半ばから就職氷河期に直面して非正規雇用となり、収入が伸びず、未婚のまま年を重ねる人も多く、蓄えが少なく、高齢期に貧困に陥るおそれもある独り暮らしの高齢者らを見守る体制の強化が急がれています。民児協の評価を高め、民生委員児童委員のなり手不足解消は、なり手の競争率がアップし、うれしい悲鳴が聞こえる公民館長報酬増額の結果を見ると、なり手不足の特効薬は処遇改善だと私は思っています。また、民生委員児童委員の任期は3年となっていますが、任期終了ごとに感謝状と功労報償金を手渡し実績評価すれば、民児協の認知度、評価も向上すると思います。こうしたことを行うことで、民生委員児童委員のなり手不足の解消につながり、孤独・孤立世帯解消の課題解決となると思います。町長不在で、明確な答弁はできないと思いますが、町長が退院した暁にはこういうことを申し上げて、ぜひとも、こういうことをしてもらいたいと思っておりますが、副町長、できますか。

○副町長（河野 秀二君） 質問をちょっと聞かせていただけませんか。長く言われたもんですから、どれに対して何がどうこうというのが、私……。（「町長が退院した暁には（不明）申し上げることはできんか（不明）」と呼ぶ者あり）
お話を伝えておきます。

○議長（河野 浩一君） 次に、三原明美さんに発言を許します。

○議員（三原 明美さん） 三原明美です。通告書に基づいて、質問いたします。

まず、川南町の臭い問題についてです。

3月定例会のときに、町長が不在でしたが、川南町の一番の悪臭問題に取り組むために、悪臭対策課を設置してはどうかの質問をいたしました。副町長からの答弁をいただきましたが、この場での即答はできないとのことでした。

それでは、副町長にお尋ねいたしますが、その後、悪臭対策課設置についてはどう考えて

いただきましたでしょうか。

後は質問席にていたします。

○副町長（河野 秀二君） 三原議員が、前回の一般質問で悪臭測定などを全域にしたらどうかという御質問をされて、その区域の変更を御質問されたのは覚えております。

そのことにつきましては、担当課のほうから県とも話した結果、区域の変更はできないという回答をしたと思います。今も同じです、そのことに関しては。

○議員（三原 明美さん） 私が、今、お尋ねしたのは、悪臭対策課設置についてのお答えです。

○副町長（河野 秀二君） 設置をする予定はありません。

○議員（三原 明美さん） 私は、昨年、議員になってから、毎回毎回この問題について質問してきましたが、何一つ変わっていません。

私は相談された方は、このまま川南町にいたら病気が悪化すると言われ、南郷町へと引っ越ししていかれました。これでいいのですか。住民を救うこともできない川南町、このまま住民に我慢をしてもらえばいいとでも思っているのではないですか。今まで、先輩議員の方々がこの悪臭問題について質問や意見をされてきましたが、言っても言っても何も変わらないのが現状です。

3月の末、農家の方から、「奥くてたまらんから来てよ」の電話がありました。行けば、本当に臭い。洗濯物はもちろん干せない。90歳になるおばあちゃんは、臭いが臭いときは御飯を食べられないそうです。話を聞き、役場に電話しました。話を聞いてもらったけど、相変わらず臭いはするそうです。

一体、今、川南町は、この悪臭問題に対してどのような対策をされているのか。そして、その対策がどのような効果を出しているのか。また、今後、どのようにこの悪臭問題に取り組んでいかれるのか。お答えください。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

本年度に入りまして、悪臭に関わる苦情が、現在のところ、昨日までで4件ありました。説明できる3件につきまして、説明します。

1つ目につきまして、4月に養鶏場の近隣者からの苦情、2つ目が5月に堆肥の施肥による苦情、3つ目が同じく5月の畜産由来と思われる悪臭に関する苦情でした。

1つ目につきましては、現地を確認の上、養鶏場の経営者を訪問して、悪臭対策と粉じんの防護についてお願いをしたところです。

2つ目につきましても、現地を確認したところ、堆肥散布後に土壤搅拌を行っており、営農活動によるものと判断しましたので、報告者に対して御理解を求めました。

3つ目につきましては、畜産由來の臭いと考えられましたが、原因者が特定できいため、近隣の畜産農家を訪問しまして、苦情の通報内容の報告と原因や心当たりについての確認、悪臭対策について、さらなる取組の強化をお願いしたところです。

今後とも現地確認を行い、通報者と原因者を直接訪問の上、苦情の内容を精査して、対策が必要なものにつきましては原因者に対応をお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 対処に行かれて、その後こうやってお願いしますねと言われた後に、その後はもうほったらかしですか。それとも、また行かれて、どうなのかを確認はされていますか。

○環境課長（甲斐 玲君） 畜産由来と思われるところの農場付近には、月に数回、見回りと臭いの確認に行っておるところです。

以上です。

○議員（三原 明美さん） そうやって回っていらっしゃるんですね、言われたところには。役場に電話を入れていらっしゃらない方もたくさんいらっしゃるんです。例えば地域によって、もう駄目やわって、何ぼ言っても駄目やわって、諦めの感じがすごくあるんです。

環境課長も、多分、回られていると思うんですが、臭いますよね、あっちこっちから。その対策としては、電話があれば伺って、その対処をしていくというのが今の現状ですか。そうですね。そしたら、町民の方々にも、臭いがするときは電話をしてもらえばいいんですね。してもらえば、対処にいろいろと行ってくださるということですね。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

通報があれば、もちろん行って、原因者と報告者を訪問して対応していきたいと考えております。

それと、今、不法投棄関係でシルバーの方に回っていただいておりますので、こちらの臭気測定の結果も確認しながら対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 分かりました。そしたら、町民の方から私のほうに相談が来ましたら、役場のほうに電話をしていろいろと相談に乗ってもらってくださいと伝えますね。

ところで、たしか3月定例会のときに、環境課長が、前環境課長ですが、アース製薬さんと連携協定をして実験に取り組んでいる。有限会社協同ファームのふん尿処理装置、一般にはコンポストと呼ばれる装置から排出される臭気を新たに設置したスクラバーというものに集め、MA-T、要時生成型亜塩素酸イオン水溶液の噴霧処理の前後で、揮発性有機物の減少値の測定などを行っている。今回の試験期間は2月2日から3月1日までの約1か月の時間をかけて取り組んでいると言われましたが、3月定例会のときにはまだ結果が出ていないと言われました。試験結果はどうだったのでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） アース製薬とは、先月9日に、ウェブにて本年度第1回目の打合せを行っているところです。

内容は、アース製薬側から、臭い低減の効果が確認されたこと、装置の改善により、より効果的な脱臭方法の可能性があること、また本町側から、コスト低減に対応してほしいこと、

畜舎構造が個々で違うため対応がちょっと難しいんではないかということ、密閉された畜舎で実験してほしいことなどを協議しまして、今後も取組を継続していくというところを確認したところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 今回も予算がこの実験のために368万9000円出ていますが、今後はこの予算を使い、どのように進めていかれるのでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほども申しましたとおり、1回目の打合せで、継続して取り組んでいくということで、実際の農場において提案のあった内容で、より効果的な脱臭方法について調べていきたいと思います。

ただ、畜舎自体が個々の農場で形状が違いますので、一足飛びにアース製薬との研究が成果が出るかというと、今のところ、まだちょっと厳しいのかなというふうな感じを得ています。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 実験を続けていただけるのはいいと思いますが、実現できるめどはいかがですか。目標はありますか、いつまでにやろうというような。

○環境課長（甲斐 玲君） 先ほども申しましたとおり、臭いを低減させる効果については確認ができたところでございますが、畜舎等の形状が様々ですので、全てうまくいくかと言われますと、現在のところは厳しいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 分かりました。

一日も早く臭気問題が解決できる装置ができる事を願うばかりですが、いつも言うように、これだけに頼らず、川南町独自の臭気対策を考えていただきたい。例えば、以前、行政で取り組まれていたえひめA I－1、微生物の力で処理を行い、水質向上、汚泥消滅、消臭等の向上を図り、河川への負荷を軽減し、また畜産農家の臭いの軽減、ふん尿の堆肥化を促進し、水稻、畑作へ還元を図り、循環型農業を目指すことができるえひめA I－1、今も使われている畜産農家があるそうです。もちろん臭いが軽減されていると聞きます。

このえひめA I－1は御存じでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） えひめA Iの話は聞いたことがあります。

○議員（三原 明美さん） これ、取り組まれていたと思うんですが、なぜこの取組をやめられたのでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） 今、なぜやめたかということなんですけども、今のところ、私のほうで把握している事実はありません。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 調べていただきたいと思います。このようないろいろなこと

を試行錯誤して、住民にとっても、畜産農家にとっても、これはいいというやり方を模索してほしいと思います。

そのためにも悪臭対策課の設置は必須です。洗濯物が外に干せない、健康だった体が悪臭によって川南町に住めないような体になる、このままでいいはずはありません。職員の皆様の御自宅の周りは臭いませんか。1日も早く町民が安心して暮らせるように、何度も言いますが、悪臭対策課は必須です。太陽の下に洗濯物が干せるように、しっかりと対策を考えてください。

副町長、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） ここでお答えできる考えがありませんので。三原議員がおっしゃることは分かります。ただ、今の課をどう動かすかという点でも、まだ課をつくるよりかはそちらのほうが先じゃないかというふうに思っていますので、担当課長といろいろ話したいと思います。

以上で終わります。

○議員（三原 明美さん） 次に行きます。

公営塾について質問いたします。

まず、公営塾とは、自治体が設立する営利を目的としない塾、また民間の塾がない地域でも、学をつけ、希望の進路を実現できるよう学力を保障する意義と、地域と連携した学びなど、多様な学びの機会を提供する意義を有していると言われています。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、川南町の子供たちの学力、偏差値を上げるために、現在、どのような対策をされていますか。

○教育長（長曾我部 敬一君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

昨日もお話ししましたように、月1回の校長会がございます。その校長会において、昨日も申し上げましたように、子供たちの、小中の児童生徒に対して、学力を上げるためにということも校長会の席上、申し上げました。

そのときに、やはり読解力とか語彙。語彙数を上げるには、やはり11の品詞があるんです、動詞とか形容詞、形容動詞。その中で、やはり名詞。名詞には代名詞、それから一般名詞があるんですけど、それから動詞とか形容詞、そういう語彙をまずはつけることが大切であるということ。

それから、学校では各担当の先生が一生懸命授業してくださっているんです。だけど、そのとき分かるけれども、私の言いたいことは、家庭学習が大切であると。今日習ったことは、記憶は正しいうちに、その日に予習・復習するという習慣づけ、そういうことも、校長を通じて、この間、お話ししたところでございます。

それと、やはり年間計画、校長が学校基本方針というのを策定したのを、この間、7校の校長先生に発表してもらった。その中でも、やはり学力を上げるために読書が大切である。ある小学校2校については、年間1万2000冊は達成できたんだけど、今年は1万5000冊、

それを、週に1人が2冊読破すれば1万5000の読書を達するということを2校の校長先生がおっしゃいました。それで、中学校のほうはいろいろと大忙しいんで約3,000冊を目標にしているということで、そういうことを私自身も教育長に就任したときに、町長から、これが課題だよということは、もう頭、こびりついているわけなんです。

だから、どうしたら学力が上がるのかということを私なりに分析しながら、あるいは教育委員が私含めて5名いらっしゃいます。それと、行政のほうは三好課長さん、そういう町の教育課のスタッフが30名いるわけなんです。

それから、もう一つ、県のほうから、教育委員会のほうから対策監、指導主事、お二人の方がいらしています。だから、この方は専門家なんです。その2人の対策監と指導主事は学校を指導するために特別なスペシャルな能力を持っている方々が、川南町、宮崎県全体がそうなんですけど、その方々と共有しながら、今、計画しているところなんです。必ずや学力を身につけるということを私も日夜考えながら対策を立てて、それをテーブルに出て、ラウンド・オブ・テーブルというんでしょうか、そこで考えながら、こうしよう、ああしよう。

それから、もう一つは、宮崎大学もそれに参加して計画を立てているところです。学力というのは、こうしたら今日、明日、偏差値が10上がるということはちょっと不可能なんで、そういうところの積み重ねを持ちながら、また学校長にも検証しながら、今、令和6年の4月1日にそういうお話をしたところなんです。だから、それを、1か月、半年、1年後というところを、一番最後、3月には総まとめということでどのように学力が上がったのかということで検証して、その結果をまたお知らせしたいと思います。

まだ始まったばかりで、1年後の効果ということです。はつきり言って、町長から半年前言われたことというのは、小学校は全国で33番目だよ、それから中学は42番目だということで、だから、順位とかそういうのはどうかなと思いつつ、やはり教育者として基本的には一人一人の資質、能力、そういう持っているものを分析しながら、掘り起こしながら、一人一人に応じた、個に応じた指導も大切な、それと同時に全体のレベルアップということを考えているところなんです。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 教育長、よく分かりました。1年後、私は大変楽しみにしておりますので、またそのときに質問いたします。

それで、私が12月と3月の定例議会で質問いたしました公営塾、町長は大変いい取組だと言ってくださいました。子供の学力は子供の将来を左右する大切な部分だと私は思いますが、川南町では中学3年生を対象に公営塾をされていると聞きました。大変いい取組だと思います。しかし、せっかくするのでしたら、もっと早くから始めてはいかがでしょうか。

話を聞いたところによりますと、小学校4年生くらいからつまずいてくると言われています、と前回質問いたしましたが、その後、教育長、どのように考えていただきましたでしょうか。公営塾の件です。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公営塾をもっと早い時期からということで、前回の議会でも御質問いただいているところです。

その後、どうなったかということなんですが、この公営塾どのようにして実現されたか、その辺について調べたところ、先ほど言われたように、議員がおっしゃっていたように、学校で営利目的で塾をやるということができないような状況になっております。まずこれが前提で、そのため、安価な単価で、かつ定額でということで、その辺をクリアするためにということで、今、そういうルールの中で実施をされているところです。

このため、協力をいただいている塾の講師の方、ほぼボランティアといつてもいいような低い報酬で活動していただいているという一面がありますので、一举に拡大というのはなかなか難しい状況にはなっております。

ただ、何もしないというわけではなく、今後の展開として、現在、公費で英検を受けていただいているところなんですが、こちらに特化した講座とか、英語堪能な方で教えていただける方がいるとこういう講座も設けられるんじゃないかというふうに考えております。

こちらのほう、主に対象としては小学の高学年の方、それから中学1年生ぐらいからこういうのを実施して、英検に興味を持っていただき受検もスムーズにいくと、それぞれの授業のほうの効果が上がるんじゃないかというふうに、今、構想のほうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 少しずつそうやって子供たちのできる範囲を広げてあげることが大切じゃないかと思っております。

3月定例会でも申しましたが、文部科学省の方から頂いた資料によりますと、今、国の考えは、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障害や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけでなく、社会全体で子供の育て方を支えていくことが求められています。

この間、小学校の父兄の方からこんな話を聞いたのですが、参観日の日のことです。先生が話されているのにもかかわらず、子供たち2人が前に出てきて、大きな声でしゃべりだしたそうです。この光景は日常茶飯事なのでしょう。先生も注意することもなく、授業をされていたそうです。先生も大変です。ほかの子供たちも授業に身が入らないのではないでしょうか。だからといって、前で騒いでいる子供たちが悪いのでしょうか。どうしてこのようなことになってしまったのか。中学校でもこれに似たようなことがあっていていることを聞いたことがあります。

このような状況を把握してらっしゃいますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校での授業中に立ち上がったりする子供がいたりとかいうお話のほうは、教育委員会の

ほうで把握はしております。

どのような対策を取っていくかということなんんですけど、先ほどおっしゃっていたように、一つの問題点であるという特別支援の問題というのはあるんですけど、そういう部分に関しては、各学校に、必要に応じてということで支援員のほうを配置をしております。

また、教師の方の指導力向上というのも、特にクラスの人数が多くなってくると、その辺のスキルというのも必要になってきております。こちらに関しては、必要に応じてということで、教育対策監、それから指導主事の先生が中心となってということで、教師の方々のスキルアップのための勉強というのもやっていっているところであります。

ただ、なかなかその年その年で状況が変わってきますので、全てが収まるということはなかなか難しいところではあるんですけど、問題が分かり次第、速やかに対応していくという体制でいきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） やはりいろいろと苦労されているんだなと、今、分かりましたけど。このような状況こそ、社会全体で支えていくことが求められているような気がします。

延岡市では、子ども育成支援として、延岡市内にある小中学校に対して授業支援を行い、学習環境の整備を図り、学校教育の充実・向上に寄与することを目的に、平成20年度、文部科学省指定学校支援地域本部事業活動を開始、中学生に早い段階から数学と理科の基礎力をつけさせるため、市民が動いています。令和4年度には、延岡市内12の中学校、5つの小学校で150名の市民の方が活躍中です。

川南町でも、塾の先生だけでなく、町民の方々の支援をいただき、このような取組をやってみてはいかがでしょうか、の前回質問しましたが、そのとき、教育課長より、学校運営協議会の中で、地域と学校と保護者の方が一体となり、様々な活動をしていると答弁をいただきましたが。そこで質問ですが、この学校運営協議会とはどんな方々がなっていただいているのでしょうか。また、様々な活動とはどのような活動をしていただいているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学校運営協議会の組織がどうなっているかということなんんですけど、こちらのほう、運営委員の方、3名を各学校で選任していただいて、その方々を教育委員会のほうで委嘱してということで業務に当たっていただいています。

会議につきましては、学校の校長、教頭、それから教務主任の先生と3人の委員の方、それと地域学校協働の推進員という方がいらっしゃいます。教育委員会のほうに今3名いらっしゃるんですけど、その方も加わりながらということで運営をやっていくことになっております。

特に、地域学校協働活動推進員の方々がいろんなコーディネートを行って、例えば山茶花ふれあい学園の方々に小学校に行って丸つけをしてもらったりとか、あと家庭科の授業のと

きに地域のそういうことができる方をコーディネートしてやっていったりとか、また小学校で町探検するときのコーディネートをやったりとか、そういったことで活動していただいているところです。

延岡市のほうでも、まださらにいろんな取組があるということなので、そういうのも参考にしながら、今後、川南における学校と地域のつながりに基づくいろんな活動というのも積極的に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 学校運営協議会でも、学習支援、小学校からの公営塾の必要性をぜひとも考えていただくようにお話しください。

今は学力主義の世の中です。学力があれば、行きたい大学にも、仕事にも就くことができます。子供たちがなりたい職業に就けるように、子供たちの学力アップのために、川南町全体で取り組む公営塾のことを真剣に取り組んでいただきたいと思います。

ところで、初めに話しました中学3年生の公営塾のことをもう少し詳しくお聞きいたします。クラスは幾つに分かれているのでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

クラスのほうが、ちょっと記憶がしっかりとあれなんんですけど、通常のクラスと、ちょっとレベルの高いクラスという分け方にはなっております。これが2つか3つかというのは現在しっかりと把握しておりませんので、また御報告したいと思います。

こちらのほうが、水曜日を基本にということで英語と数学を隔週でやって、クラスが分かれておりますんで、それでレベルの違った授業を受けるという形で実施をしておるところです。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） クラス分けは先生がされるのですか。

○教育課長（三好 益夫君） 御質問にお答えいたします。

クラス分けというのが、受けられる生徒の方の希望でどちらに入りますかということで、それでクラスのほうが分かれるような形になっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） その塾は隔週とおっしゃいましたが、1か月の間に数学と英語を2回程度になるんですか。そうですね。2回程度ですね。

多分、受験を目標にされていると思うんですが、それで、クラスによっては高校入試に間に合うようにできているんですか。

○教育課長（三好 益夫君） 御質問にお答えいたします。

詳細なカリキュラムについては把握をしているところではないんですけど、受験に間に合うようにということで実施をされております。

高校受験のほうも、推薦の入試もございますので、推薦で行かれる方は推薦の入試が終わ

るまで来られて、その後は通常の受験される方が残ってというような現状があるというふうには聞いております。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 中学3年生の公営塾を始められて何年ですか。

○教育課長（三好 益夫君） ただ今の御質問にお答えいたします。

現在、まだ何年たっているかというのは、私のほうが把握しておりませんので、また調べた上で御報告いたしたいと思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 前回、公営塾の事業費は新年度で、52万5000円を県補助の放課後子どもアップ事業補助金を使い、それと190万円をふるさと振興基金繰入金から使い、残り8万3000円は一般財源という、合計250万8000円だったと思うのですが、間違いありませんか。

そこで、これ、まだ何年たっているか分からないとおっしゃいましたが、費用対効果の検証とかはされていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

費用対効果を把握しているかということなんんですけど、現在のところ、そのような検証のほうはまだ行っておりません。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 今はまだやっていないということは、将来的にはやるということですね。やはり、こういうのは検証していかないと、ただ単に川南町は公営塾やっているよ、で終わらないようにしていただきたいと思うからです。

先ほども言いましたが、中学3年生になって大変な思いをさせるのではなく、小学校の4年生ぐらいから、地域の方々の力をいただきながら、また公営塾で学びながら、余裕ある中学3年生になってほしいと思います。

今、かわみなみ開拓塾、現役大学生の募集をされていますが、内容を教えていただけますか。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの質問にお答えいたします。

今年度は、8月の6日から14日間、19日までの午後に、中学3年生を優先になるんですが、30名程度募集しまして、それに対して先生が大学生10名程度で実施する予定にしています。

場所は、サンA川南文化ホール、それから農村環境改善センターを予定しております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 内容を教えていただけますか。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） 内容については、それぞれ個人で違うんですが、最初の2時間は夏休みの宿題を主に大学生が見るという形です。それから、キャリア教育的な形で、途中30分ほど、大学生のほうが講話という形でお話をします。また、その後に約1時間

半、夕方5時まで、そこでまた夏休みの学習ということで考えております。

保護者の方からも勉強する時間を増やしてほしいという要望も上がりましたので、今年度はそういった形でやる計画にしております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 大変いい取組だと思います。ぜひ、毎年やってほしいと思います。今は経済格差が学力格差につながると聞きます。子供たちが経済格差によって学ぶ環境が奪われないように、ぜひ、どんな子供にも対応できるような公営塾を前向きにお考えください。

次に行きます。

地震対策。3月定例議会後の防災無線の活用について、水道施設について、お尋ねいたします。3月議会で私が避難場所、備蓄のことなど、防災無線を活用したらどうですかの質問したときに、まちづくり課長が、地域地域で実情が違っているので、その地域地域ができるのであれば、そういうことも検討していきたいと考えておりますと答弁していただきましたが、地域地域で実情が違うとはどういうことでしょうか。また、検討はしていただきましたか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 地域地域で実情が違うとはどういうことかということですけども、前の議員のときにもちょっとお話ししましたけども、自主防災組織とか提案する中で、最初は自治公民館長を対象にちょっと説明しまして、その後はその地域の振興班とか、そういう規模が違ったり、動きやすい体制とかがあると思いますので、そういう実情のことを指しているというふうに認識しております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 防災無線のことの検討はしていただきましたか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 防災無線での検討はということでありますけども、実際、地域地域でそういう防災・減災に関する、防災の情報を流していないというのが現状であります。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 自分たちの避難所がどこなのか、備蓄のことなど常日頃から耳に叩き込んでいると、いざというときに必ず役に立つと思いますし、防災無線が町民を災害から守ってくれるはずです。

また、災害の中で、トイレ、洗濯、風呂、掃除など生活するためにとても大事な雑用水、すぐに水道が復旧すればいいのですが、そこで家庭にある井戸が活躍すると思いますので、井戸の整備もぜひとも防災無線で町民の方々に周知してもらいたいと思います。

自助、共助の重要性を認識していただくためにも、また町民をしっかりと守るためにも、防災無線の使い方の工夫をいま一度検討していただきたいと思います。

次に、水道管の耐震について、3月の議会で質問いたしました。

川南町の配水管の延長が約260キロ、令和4年度末で耐震化は36キロ、耐震化率は約14%と答弁されましたが、ほかの市町村に比べて耐震化率は進んでいるほうですか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えします。

川南町は、人口1人当たりの配水管延長が非常に長く、効率の悪い水道事業となっておるため、耐震化率も低いほうであると認識しております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 3月定例会のとき、上下水道課長が、全て耐震化するまでの計画は現在立てていないと答弁をいただきましたが、なぜ耐震化の計画は立てていらっしゃらないのでしょうか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

耐震化していない延長がまだ160キロぐらいあると思いますが、その全てをするというのはかなり長い時間がかかるということで、それを全て計画を割り振って、何年に何メートルやっていくというのはなかなか現実的ではないというのが実情で、3月でも答弁させていただきましたが、現状では200ミリ以上の基幹的な管路の耐震化を進めていきたいと考えております。

令和5年度に900メートルほど、200ミリ以上の耐震化をできましたので、200ミリ以上の配水管の耐震化率は50.6%となっておりまして、やっと半分を過ぎたというところでございます。

以上です。

○議員（三原 明美さん） そうです。前回、配水管の200ミリ以上の大きな管を耐震化することを考えている、全部、その200が終わるのが10年ぐらいかかると答弁していただきました。

それでは、10年ぐらいかかる予算は確保してあるのですか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えします。

現状の財政状況、それから水道料金、それから耐震化等に係る費用を計算してみると、向こう5年ぐらいはまだ今の料金体制で何とかいけるんではないかと考えております。

その先も、配水管以外にも、浄水場の施設や配水池の耐震化等も考えていかなければならないと思っておりますので、そういう計画が具体化する際には料金改正等も考えていく必要があるかなと考えているところではあります。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 国は、地震や津波などの自然災害に備え、国土強靭化基本計画を2014年に策定しています。おおむね5年ごとに見直すと、水道は2028年度までに耐震適合率を60%にする目標を掲げています。

能登半島地震によって富山県内で多くの人の生活に影響したのが、復旧まで3週間を要した断水、複数の水道管が破損し、貯水池が2時間で空となり、漏水箇所を特定できず、復旧

作業に時間がかかったそうです。進めたい耐震化は、減り続ける料金収入に、変わらない維持管理費、厳しい現実があったそうです。

川南町もそうですか。

能登の、今の話、聞いていらっしゃいましたか。

厳しい現実は、川南町も料金を上げなければ、先ほど言われた。だから、厳しいんですね。答えてください。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 現在、水道事業会計におきましては、本町としては健全な財政状況をキープできておりますが、先ほども申しましたが、今後、大規模な改修をする時期に、耐震化ももちろんですけれども、昭和50年から供用開始しておりますので、もうかなりの年数がたっておりまして、各施設老朽化しております。耐震化、災害対策のみではなく、根本的な施設の考え方から変えていく必要もあるかと思います。

現在の財政状況は問題はございませんが、今後、様々な改修等を行う際には料金改正を考えていく必要があると、先ほどの答弁はそういう意味でございます。

以上です。

○議員（三原 明美さん） やはり耐震計画はしっかりと立てるべきだと私は思います。

ところで、水道施設が地震で破損し断水になった場合、川南町民への水の提供はどのように考えていらっしゃいますか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 大規模な災害で断水が起こった場合は、様々な協定を結んでおります。近隣の宮崎県中部地区水道企業協議会災害相互応援協定や、西都児湯広域市町村における災害相互支援協定などもございますが、最も有効だと考えておるのは日本水道協会の会員相互による災害応援協定というのがございまして、こちらが最も有効かなと思っています。

こちらのほうで応急の給水活動というのがますありますので、能登半島地震の報道にもよく見られているのではないかと思いますが、例えば一番災害の激しかった株洲市や一番規模の大きい七尾市辺りには、中部地方支部の支部長である名古屋市の水道局のほうが入って、そこが幹事団体となりまして給水活動、応急復旧活動等を行って支援をしていただいております。

給水ができないとなった場合は、そのような応援の要請をして、来ていただくと。また、自衛隊等の災害派遣もあろうかと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 南海トラフは、九州の全体的なところがダメージを受けて、本当にそれが可能なのかなとちょっと不安にもなりますが、そこまで考えてもしようがないかもしれません。

次に、今度は、水道施設が破損したときに、川南町はどのような工程で復旧工事をしていかれるのでしょうか。シミュレーションはしていらっしゃいますか。

また、業者さんの確保、材料の確保などは、そこまで考えていらっしゃいますか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 先ほど申しました日本水道協会の相互支援、災害応援協定の中には、応急給水活動や応急復旧活動、それから技術的支援、応急給水・応急復旧に必要な物資・資源・機材の提供など様々なメニューがございまして、復旧まで支援していくことになっております。

また、民間業者との災害時における物資等の提供の協定も行っておりますので、そういうものを活用していけたらと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） ゼひともしっかりと計画を立てていただいて、町民が困らないようにしていただきたいと思います。

私たち、2月の16日に、議会で川南・都農町議会合同研修会があったのですが、その中で防災対策用の造水機の説明を聞きました。除濁・除菌を目的として、精密ろ過膜を搭載し、上水道の水源である河川、井戸及び防火水槽、プールなどの水に対応可能だそうです。対象人数が、飲料水で約6,600人、飲料雑用水で約600人だそうです。

川南町には、この造水機は用意してありますか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） そのような設備はございません。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 都農町の役場の方が説明していただきましたが、大変いいものだと思いました。ぜひ、都農の方に聞いていただきたいと思います。

水は私たちが生きる上で最も大事なものです。ゼひとも、危機管理室を中心に、それぞれの課がそれぞれの立場から町民を災害から守っていただきたいと思います。

副町長、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 飲み水は人間にとて一番大切なものだと思っております。

先ほどから課長が申しているように、いろんな地域と地域協定を結んでおりますので、そういう支援を受けながらすることは十分必要なことだと思います。

ただ、浄水器、どういった内容か、都農が持っているものが分かりませんけど、河川から直接取ってできる浄水器なのか、それともため池とか、そういうものもあると思いますので、そのあたりは上下水道課のほうで都農町の品物を確認して、川南に適した浄水器が、費用も当然かかるでしょうから、それは考えるべきだとは思いますけど。

施設となってくると、破損した箇所によって対応がものすごく変わってくると思うんです。地震となってくると、全域に広域にわたる災害が起きると思いますので、水を浄水するのがまず最優先でタンクにためると。その後、タンクにためた後の水を流す、通常いう排水管の壊れたところを直すとなってくると、一般的の復旧ではなかなか時間がかかるというのが現状だと思います。

ただ、ほかの地区の、能登半島の被災を見られてもお分かりと思うんですけど、水源、そ

これから、水源から各それぞれ水を入れるもの、入れたものから配管で給水するもの、一連の作業が終わるのには、被害の程度にもよりますけど、かなりの時間を要するんじやないかという認識はしております。

答えになっているかどうか分かりませんけど、ライフラインの必要性は認識しております。

○議員（三原 明美さん） 副町長は現役のときに水道課長もされているので、よく分かっていらっしゃると思います。

次に行きます。

プレミアム商品券のプレミアムポイントの平等性についてお尋ねいたします。

令和6年の第1回臨時議会にて提案され可決いたしました県の物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行事業を利用し、地域通貨によるポイント購入に対して10%、または20%を付与し、物価高騰により影響を受けている町内経済を活性化するためと、外貨を稼ぐ目的で町外の方も買うことができるプレミアム商品券、売り手にとっても買い手にとってもうれしい事業になっていましたが、残念ながら6月3日には予算が到達しました。

ところで、スマホとカードの割合はどうなっていますか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

本町におきますプレミアムポイント付与の基本でございますが、カードタイプもアプリタイプもプレミアム率は同じ10%であります。この基本的な付与率に、ともに10%は同じでありますので、冒頭に言わされました平等性につきましては、私ども、担保しているものと判断しております。

この基準をベースとしながら、アプリユーザーを増やしたいという町の政策的な思いがあることから、アプリタイプについてはさらに10%を付与して利用を促しています。つまり、10%がカードタイプ型、アプリタイプ型が20%ということでございます。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 分かりました。アプリ型が20%、普通のカード型が10%ということですね。

先ほど、私、聞いたのは、スマホを使っていらっしゃる方とカードを使っていらっしゃる方の割合はどんなふうですか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

大変失礼いたしました。

購入結果の割合、6月3日に終了、実際しております。3月25日からこの事業始まり、6月3日で終了され、購入された全体の割合でございますが、約95%がアプリ、5%がカードでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 隨分、アプリがやっぱり、20%というのがあるのでしょうか。

この間、長寿会の総会を行ったんですが、そこで多くの方からこのアプリ商品券について

の不満の声がたくさん聞かれました。

その一つが、不公平だわと。カードは10%でスマホは20%、この10%の差を何でつけるとという町民の声、これに対して、先ほど言わされたように、アプリを使っていただくためにそのようになっているということですよね。そういうことを周知してこられましたか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

推進してきたかと言われば、事業を開始して、チラシとかホームページとかに出した場合に、アプリが20%、カードが10%であると。

その中身、こういう政策的な中身について詳細、政策的な意図を前面に出したかというと、すいません、私、4月に着任をして、これの周知方法については確認をしておりませんが、詳細にはないのかもしれません。

すいません。確認ができておりませんが、以上でございます。

○議員（三原 明美さん） その方がおっしゃるのは、私たちもこの川南町に住んでいて、同じように税金も納めよるて。なのに、10%と20%の差をつけるのは何の意味があるとおっしゃるんです。それは、さっき言わされたように、アプリのそういうのを使ってほしいというところがあったんでしょうけど。でも、3万円チャージしたときに、アプリだと6,000円、カードだと3,000円、3,000円の差がつくんです。これが、でも、平等でないとは言えないと思うんですが、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

この2つに分けている政策的な理由につきまして、御説明を申し上げます。

主に3つの理由がございます。

まず1点目です。なるべくカードを作成する費用等や対面でのチャージをする際の手数料を抑え、その分を助成金に回すことで、少しでもプレミアム分を購入できる枠とともに町内に流通する額を増やすためでございます。

2点目についてですが、アプリでの購入については3つの購入方法があり、1つ目が対面、2つ目がクレジットカード、3つ目がセブンイレブンATMでのチャージが可能となっています。加えて、クレジットカード、セブンATMでの購入が可能なため、極端に言えば全国どこでも、時間にとらわれることなく、必要なときに必要な分だけ購入することができます。時代のニーズに合った決済方法が選択できることで、ユーザー側の利便性は向上したものと考えております。

最後の3点目ですが、セキュリティの観点です。カードタイプは、紛失した際、第三者が容易に利用できてしまいしますので、当然、自分自身でしっかりと管理・保管していただく必要がございます。その一方で、アプリユーザーについては、利用する際に、多くの場合、自身のスマートフォンの暗証番号を解除し利用しなければなりません。そのため、万が一スマートフォンを紛失した場合でも、第三者に利用されるリスクはカードタイプに比べ下がります。

また、携帯に付与されている携帯電話番号に対してアプリユーザーがひもづいているため、不正利用があった際でも、管理者側から、いつ、どこの店舗で利用されたか、すぐに把握できます。

そのほかにも、通信障害などの情報をアプリを通じて迅速に行えたり、残高の照会が容易にできたりと、ユーザー側にとってもメリットは多くあると考えています。

このようなことから、基本として双方のポイント付与率は10%、10%で同じでありながら、政策的にアプリユーザー増を図るためにこのような事業設計としております。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） 私も使っていて、とても便利がよくて。私はセブンイレブンでしているんですけれど。でも、カードの方々はやっぱり、レジで精算をするときに、スマホを利用するときは、後ろに人が並ぶと慌てると。スマホを押し間違いをして、また店員さんに迷惑をかけたりする。カードだったら手間も暇も要らず、出せばいいから簡単でいいと言われるんです。だから、今、課長が言われたことをきちんと町民の方に言うべきではないかと思います。把握していただくのも大事じゃないかなと思いますので、令和6年3月の定例議会で決まった令和6年度町単独のプレミアム商品券がまた販売されますよね。違いますか。経済効果を大いに上げるためにも、町民の声を大いに反映した平等な事業にするように考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

今後、プレミアム事業を行う際でございますが、プレミアム率をそろえることも可能性としてはあると考えます。

なぜかと申しますと、今まで県の補助事業や国の臨時交付金、こちらを財源に事業を行っていたため、その分を利用して高いプレミアム率を設定することが可能でしたが、町単独予算で行うとなると財源の確保が厳しいのではと考えますので、必然的に同じプレミアム率になる可能性が高まるものと思われます。

以上でございます。

○議員（三原 明美さん） ゼひとも、平等。不満の声はもう一つあります、「金持ちがいい思いをするばっかり」「貧乏人には買えない」「早い者勝ちではなく、抽せんにしてほしい」「町民全体にもらえるようにするべきだ」という御意見もありました。このことも頭に置いていただきたいと思います。

次に行きます。

町道の整備について伺います。

川南町の管理する道路は何キロありますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 町道は約460キロメートルございます。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 道路整備に年間どれくらいの予算が使われているのでしょうか

か。

○建設課長（黒木 誠一君） 建設課全体での工事費が約2億ですので、およそその7割が道路維持管理に使われております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 道路整備の要望は、今現在、何件くらい来ていますか。

○建設課長（黒木 誠一君） 年間400件ほどの道路整備や草刈り等の要望を建設課のほうでやっております。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 道路整備をお願いするときに、住民の方に要望書を書いていただくと聞いていますが、この要望書の目的は何でしょうか。

そして、いつからこの要望書を書くようになったんでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 要望書を書く目的ですけれども、これは要望書の意思をきっちりと町側が把握することが目的でございます。

また、要望書をいつから書き始めたかというのを少し記憶しておりませんので、後で調べて回答いたします。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 要望書の順番はどのようにして決定されるのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 要望書の順番をということですけれども、例えば基幹道路であって、すぐに通行止めになりそうな箇所はすぐに対応すべきだと思いますし、道路が凸凹になっていて、すぐにでもパンクしそうなところはすぐ対応すべきだと思いますが、道路拡張などの要望において多額の費用を要する場合については、庁舎内で協議した上、国庫対象になるかどうかまで協議して、それから事業にかかるということになりますので、相当な時間を要することと思います。

以上です。

○議員（三原 明美さん） そこで新茶屋から菅原地区へ通っている道路の件ですが、道路が狭く離合が難しいので道路拡張の要望書を地区の方が提出されたのですが、行政より離合ができる場所をつくる提案をされ、一度は住民の方も渋々承諾をされました。しかし、道が曲がっているので離合場所では車が来るのが見えない。離合場所では意味がない。拡張を希望され、また要望書を出されているそうですが、その後、この拡張希望はどうなっているのでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 道路整備要望がございます菅原公民館のところの町道新茶屋・菅原線については、要望区間を拡張した場合に、民間の土地の所有者がいらっしゃいますので、この同意が得られるかどうかを確認を行い、その結果を踏まえて事業化について協議したいと思います。

以上です。

○議員（三原 明美さん） この道路の拡張はここ2、3年の話ではないです。住民の方の話によると、松原地区と菅原地区を結ぶ橋が架かるとき、本当は先ほどから出ています道路の拡張が決まっていたのですが、橋が急を要するということで地区の方々は譲り、橋の工事が優先されたと聞きました。このことは御存じでしたか。

○建設課長（黒木 誠一君） そのことの経緯については、私は知りませんでした。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 申し送りがされていなかったということですね。

地区の方は、次は自分たちの番を信じて、ずっと待って、30年以上もたっていると言われています。このときに先ほど言われた要望書が出ていれば、こんなに待たなくても済んだのかなと思います。

課長も見られて分かると思いますが、あの道路はとても危険な道路です。幅は狭いし、住民の車に農作業の車、トラクター、業者の車や中学生や小学生の自転車、住民の散歩道になっている道路です。しかし、道路の幅が狭くて、事故もあっていました。

この地域にとっては、なくてはならない生活道になっています。今後、ぜひともこの道路の拡張をお願いしたいと思いますが、先ほど返答されましたね、地権者がいらっしゃるのでということですね。まず、地権者がいれば、役場のほうで地権者の方に話をさせていただいて、それがなかなか進まないときは地元のほうに下ろして、地元の方と一緒にこの道路の拡張をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 地権者のことですけれども、何度か訪問し、昨日、2人目の方によく挨拶と概要説明をすることができました。

地権者、隣接地の所有者につきましては2名いらっしゃいますが、概要を説明し、反対されることはありませんでしたので、このことを含め、協議いたします。

以上です。

○議員（三原 明美さん） 地元の方にもそんなふうに話しておきます。少しずつ一歩ずつ進んでいることを伝えておきます。

次に、高齢者の憩いの場をしたいのですが、もう時間がございませんので、次に回したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。午後の会議は1時15分からとします。

午前11時44分休憩

午後1時15分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

教育課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○**教育課長（三好 益夫君）** 三原議員から一般質問で聞かれておりました公営塾について、回答できなかった分について御回答したいと思います。

まず、始まったのが令和2年からとなっております。令和2年から令和4年度までをまちづくり課で担当してやっていただいております。令和5年から教育課のほうでやっていっているところです。

それから、クラスが幾つあるのかということだったんですけど、英語、数学ともに、ベーシック、スタンダード、アドバンス、3つの区分をつくっております。

唐瀬原中学校におきましては、スタンダードのクラスが多くなりますので、2クラスに分けてということで実施されております。

本年度につきましては、令和6年6月5日から案内文書の配布を行って、今、受付をしているところでございます。

以上でございます。

○**議長（河野 浩一君）** 次に、建設課長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

○**建設課長（黒木 誠一君）** 先ほどの三原議員の質疑の道路改良要望等、いわゆる陳情書の受付について、いつから書面受付しているのかという御質疑ですが、古いもので昭和54年度より書面受付したものが建設課にございました。

以上です。

○**議長（河野 浩一君）** 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、乙津弘子さんに発言を許します。

○**議員（乙津 弘子さん）** こんにちは。午前中は大変でしたね。昼食を終えまして、ちょっと眠くなるときなんですが、これは吹っ飛ぶような一般質問にしたいと思っているんですが、私自身も少し眠気が来ていますので、頑張りたいと思います。

私たち川南町議会は、3月の定例会で令和6年度川南町介護保険特別会計予算を承認、可決しております。ところが、それから半月ほどでしょうか。町民の方々から、介護保険保健福祉事業について、あきれるようなことが知らされました。予算を承認、可決したとはいえ、このままでは介護保険料が不当に出費されてしまっています。この事業について、6月議会で執行部に聞く次第です。

介護保険給付の負担割合は、原則として半分が公費、国、宮崎県、川南町で負担し、残り半分を川南町の40歳以上の方、我々の保険料で負担しています。国民保険、いわゆる国保は宮崎県という単位でありますが、介護保険は川南町が単位です。1単位であります。

ですので、これは先輩議員の苦言、3月議会です、ありますが、議会だよりも載せております。公金を扱っているという認識を、役場の方たち、改めて持って仕事をしてもらわねばなりません。今、悩んでおりますが。

さて、これから質問は、質問席に着いて言わせてもらいます。介護保険保健福祉事業の百歳体操事業について、目的と位置づけを聞きます。お願いします。

○副町長（河野 秀二君） 乙津議員の御質問にお答えします。

事業の目的と位置づけについてということでございますが、保健福祉事業の位置づけとしましては、介護保険法第115条の49、「市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業」となります。

目的としては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住みなれた地域、在宅で健康で長生きとして生活を送れるように支援することが目的です。

以上で終わります。

○議員（乙津 弘子さん） 分かりました。ところで、百歳体操は20年ぐらい前から、国のほうで、特に厚労省が宣伝をしておりますが、川南町では何年にスタートしましたか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本町では、平成27年から始まったとなっております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 百歳体操には報償費が出ておりますが、その支払い根拠、規定についてお伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

報償費が支払われているということなのですが、令和3年の1月からになっております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） そういう大ざっぱな答えではありますので、どの時間に何ぼ掛けて何ぼとか、そういうような規定はないんですか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

1回の会場訪問につき7,500円をお支払いしております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 7,500円というのは妥当な金額なのか。

私自身、ヨガの同好会を主催しております、川南町のほうではボランティアということで私のほうで決めて、会費の1,000円のみを1か月にもらっております。週に2回、月7、8回で、会費1,000円で頂いて、それはいろんな寄付とかに、みんなで体操して寄付をしようという団体にしております。

ただし、都農町から、選挙の前だったんですが、オファーがありまして、都農町の私的な個人の団体ですけど、そちらに招かれて、1時間半で私は2,000円で行っております。そのときに高いとか安いとかあまり分からなかったんですが、7,500円というのはどういう中から決められたのか、お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

金額については、宮崎県地域リハビリテーション活動支援事業の専門職派遣調整に係る事務取扱要領というものを参考にさせていただきました。その中で、県の要領では1回につき9,000円というふうになっておったんですが、それは遠方からの旅費を込んでいるということで、ほかの高鍋町とかにお聞きしたところ、7,500円でということだったので、近隣と合わせて7,500円と設定したところでございます。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 分かりました。

そしたら、令和3年度からのことをお聞きします。

令和4年度の予算は90万8000円、その年の経費、決算は38万2500円、これは頂いた紙で言っております。令和5年度の予算も前年度と同じ90万8000円、そして決算は33万円、令和6年度の予算は、何と前年度の7割増しの155万円、決算と予算の関係を見ますと、令和5年度の予算は前年度の予算の2.37倍、令和6年度は4.69倍、どういう目的があってこんな予算を出しているのですか。お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和6年度の予算の額が上がっているということなんですが、令和6年度は、まず新規立ち上げの場所を増やそうということが1つ、あとマンネリ化を防ぐために、百歳体操だけではなくて、それ以外にスポーツ推進委員さんを派遣して、百歳体操以外のもの、ほかの運動もしてもらうということで予算を増額しておるものでございます。

本来であれば、百歳体操の継続支援というのも、現状としては年に二、三回しか会場に向かえていないんですが、できれば5回は行ってほしい、2か月、3か月に1回は行ってほしいということで金額が大きくなっているものと考えています。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 分かりましたが、地方財政法第4条では、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」とあります。当たり前ですよね。家計でも同じです。

こんな大盤振る舞いな予算を出す、今、理由は聞きましたが、やっぱり川南町の介護保険料の収入が多いんでしょうか。お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問ですが、介護保険料が多いのかということだと思うんですが、介護保険料は給付費等の額によって決まっておりますので、川南町が多いということではないと思います。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 分かりました。決していっぱいというわけじゃないんですね。

そしたら、私は思うんですが、経費90万8000円、それに38万5000円だったら残ります。その残ったお金をちゃんと残すんだろうと思うんですが、お金というのはその年に使うべきと

ころに使えていない、これではということになります。もったいないという以上に、介護保険料の不適切な使い方に思われます。どうでしょうか。お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

もちろん余った予算は次年度に繰り越すということになりますので、使用が不適切ということはないかと思います。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） やっぱり不適切な気がする。そのときに使っていく、もっと必要な場所があったはずです。

次の質問します。

経費は、報償費として基本的には支払われています。支払い先を言ってください。一般質問の通告にも書いてあります。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

支払い先ということなんですが、「中瀬修さん」になっております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 百歳体操事業の業務実施について、福祉課はどのように把握していますか。聞きます。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

地域のサポーターと指導者が協議して、訪問場所と日程を調整して訪問していただいているんですが、それについて訪問指導を行っていただいている。

あと、指導内容については、会場ごとに活動日報を提出いただいております。

その他、毎回、町内も32か所ございますので、そこを全部、私たちも回っているわけではありませんので、地域のサポーターさんから、今年はこういう方が入っていますということで報告書というのは提出いただいております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） ちょっと把握の仕方としては足りないような気がします。私が聞いていることを言います。

百歳体操は週1回実施されています。指導者と思われる方はめったに来ない。

これは、私自身は百歳体操に行っておりません。3回ほど百歳体操のリーダーを頼まれましたが、ヨガがあるからと言って断りました。福祉課の、10年ほど前、平成7年ですか、Kさんという方から3度電話があって、断っておりました。一度だけ参加してみました、どんなかなと思って。大体、だから、分かります。

指導者と思われる方はめったに来ない、これは皆さん言つたことをそのまま言っております。来ても数分で帰られると聞きます。すぐこの近くのグループでは、昨年の選挙以後、来ていません。選挙前に、この後、私が忙しくなるから、妻が指導に来るかと思いますと言いましたが、本人も奥さんも来ておられませんと。

一方、どこのグループもしているのでしょうか。この方、相當に高齢なのですが、福祉課へ月に1回、参加者を報告するため、免許返納をしているので、とぼとぼと歩いて持っていくそうです。福祉課が回って集計してあげたらと思いました。

結論として、どこのグループも自分たちで実施しているようです。大体、公民館でやっており、川南町はエアコンがないところにつけたり、高知市が作った百歳体操のビデオを配ったり、インフラ整備のお手伝いでいいのです。自分たちでしていますと、皆さん言っています。

ついでですが、百歳体操に参加して、無料だしと元気アップ事業のほうにも参加しているメンバーもいますと言っていました。元気アップの体操と百歳体操と、ほぼ似ているからと言ったそうです。付け加えますと、無料ではないのです。元気アップ参加者には、介護保険料から月に1人8,000円も支払われているのに、知らないのでしょうか。

いっぱい言いましたが、この実態を福祉課は御存じですか。

○**福祉課長（河野 賢二君）**　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

福祉課のほうが実態を知っているかということなんですが、指導に行っていただいた場合にはもちろん日報を上げていただいているし、地域からも参加者がどれぐらいいるかという報告もいただいておりますので、現状の把握は、毎回毎回はできていないとは思いますけど、大まかな把握はできていると思っております。

以上でございます。

○**議員（乙津 弘子さん）**　他の市町村、特にこの周りの3つか4つの町でのいいですのと、実施状況を言ってください。

○**福祉課長（河野 賢二君）**　ただいまの御質問にお答えいたします。

百歳体操が、高鍋町は実施されております。あと、新富町も実施されておりまして、都農町は百歳体操というのはやっておらんということで、100まで体操教室というのを別にやられているということを聞きました。あと、木城町も百歳体操は実施しているということでした。

以上でございます。

○**議員（乙津 弘子さん）**　お金を出されているんですか、報償費は、この3つの町は。

○**福祉課長（河野 賢二君）**　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

私たちが聞き取りをしたところ、高鍋町については県に派遣依頼をしているということで、こちらは報償費が支払われているということです。

新富町は町内の理学療法士のほうに依頼をしておりまして、こちらも報償費が支払われているということです。

ただ、木城町に関しては、住民主体でやっているということで、こちらは支払われていないうことでございました。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） 川南町の報償費以上の高い町村もありましたか。お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

私たちが聞き取りを行ったところ、新富町は川南町よりも高い金額でした。

金額が必要ですか。大丈夫ですか。

○議員（乙津 弘子さん） 新富町がお金持ちだというのは有名ですね。払われていないところもあり、都農町は百歳体操のようなのをほとんどしております。私のヨガのメンバーが同じことをしていると言っていましたんで。

いろいろ見ますと、平成27年、百歳体操が立ち上げられ、28年から少しづつスタートして、令和2年11月まで約5年、福祉課のKさんが担当され、令和2年12月の1か月だけ、これ、書いてもらったやつなんですが、川南病院の理学療法士が担当。コロナで派遣ができなくなり、この人は1か月だけだったようです。

令和3年1月から3年半、今も中瀬さんお一人が担当しています。介護保険からの支出は職員のKさんのときは出ています。他の自治体は、新富は別として、百歳体操にこんな出費をしていません。

また、さきに言いましたように、町民が自分たちでやっているので、私は指導者は要らないと思います。どう思われますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

指導者は要らないのじゃないかということなんですが、地域でやっていただいているということで、基本的なことはできているというふうには思われます。

ただ、ポイントポイントで、声かけであったり、指導をしていただいたらしくなってこられる方もいらっしゃると思います。そういう方に動きの指導等をしていただくということで、毎回とはいきませんけど、年に数回かは地域のほうに回っていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） お金のかかる事業については、もう少し本当にシビアな、わがものとして捉えてやってほしいと思います。

私は実際にはやっぱり、新しい人がとおっしゃいましたけど、周りの人が教えたら済むと。実際、簡単んですよ。椅子に座って、こう動いたりして。決して今おるメンバーで十分やれると思います。

次に行きます。

役場の事務の見直しの第2弾なんですが、川南町情報公開条例に基づいて、開示請求に対応しているか。介護保険保健福祉事業、元気アップの毎月の利用者数を開示請求しました。本来開示されるはずのない利用者名が開示されていました。総務課の手違いと思われます。個人情報の保護は基本中の基本です。

また、さきの教育課での審査委員会の開示において、本来、守秘事項であるはずの各委員の採点について、名前も一緒ですが、黒塗りが透けて見える開示を行った件、どちらもずさんな事務処理であり、3月議会でも言いましたが、事務処理の新たな見直しを求めます。

こういう事態が起こったとき、どういう指導をされるのか、具体的にお答えください。

○総務課長（小嶋 哲也君） 開示請求については、川南町情報公開条例及び川南町情報公開条例施行規則の定めに従って事務を行っております。

先日、氏名の記載があったということで、確かにそういった誤りがありました。そのことが発覚し次第、氏名の入った該当する方には即座に連絡して、おわびをして、了解を得たところであります。また、一部、日付の誤り等も見られましたので、こういった事務処理が重なったことに大変申し訳なく思っております。

今後、このようなミスが起こらないように、決裁など、チェック機能に万全を期したいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

○議員（乙津 弘子さん） 次もですが、福祉センターのロビーの新聞について。

教育課は、子供たちの読書意欲を増すために、小中学校の蔵書数を格段に増やしました。新聞も全国紙を中学校の図書室に配置しています。この中に、日本経済新聞も配られているそうです。

日本経済新聞社が中学校に置いてあるのはすばらしいと、5月8日、ラジオのエフエム宮崎で、川南町、押川新聞販売店さんにインタビューをして紹介しています。

新聞について、押川さんは、「新聞の特性であるどこででもぱっと紙を開いて様々な情報が目の前に広がる一覧性の高さだったり、確かな裏づけに基づく情報の信頼性の高さではないでしょうか。自分の意見を述べるときの自信や説得力につながりますよね」と答えています。

押川販売店さんは、小学校5年生へ、こども新聞もプレゼントしています。

本当、新聞は紙面も多く、多くのニュース、事柄が目に入り、目だけでなく、頭の中でどれを読もうか、少し考え選びます。読む前から頭脳の活性化です。

公的な機関、場所には、大抵、新聞が置かれています。川南町は、もちろん役場本庁、福祉センターにも。

福祉センターには、新聞が4紙置かれていました。ところが、この4月から、宮崎日日新聞1紙のみに。私は、すぐに前福祉課長に尋ねました。答えは、片づける人が「ほかのはあんまり読んでないみたい」と言ったからですって。片づける人の一言で決めるのですか。センターの利用者、町の人の意見も聞かずに決めるのですか。

福祉課の大きな仕事に介護があります。介護予防に体を動かすこともちろん必要ですが、脳を動かす、つまり認知予防に新聞は役立っています。元気アップ事業1人1か月8,000円は、新聞2紙に当たります。新聞は何人もの人が読みます。元気アップ事業全額支出という、1人の人にね、大盤振る舞いに比べ、新聞がかわいそうです。

新福祉課長は2紙にしてくれ、新聞の置き場所にも気遣ってくれましたが、やはり元の4紙に戻すべきです。どうですか。お聞きします。

○**福祉課長（河野 賢二君）** ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、令和4年10月の供用開始から4紙をにぎわいホールのほうに置いておりましたが、先ほど議員も言われたような理由で、4月から1紙にしたところでございます。

ただし、議員から御指摘があったように、私も宮日新聞を取っておりますけど、それ以外に、日本経済新聞については内容がまた随分違うものになっていますので、それを1つ増やしたところでございます。できるだけ人の目に触れるところということで、入口の近くに、情報コーナーとしてほかのパンフレット等とともに置くようにしたものです。

この状況で、町民の方から、新聞の設置がまだまだ足りないということであればまた考えていきたいと思っておりますが、まずはこの状況でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○**議員（乙津 弘子さん）** 分かります。だけど、4紙を1紙に戻す何の理由もない。それと、戻すのにお金がさしてかかると思えない。この辺を考えたら、子供たちに全国紙を読まそと努力しているんです。大人はあほでもいいんですか。いかんでしょう。

私たち、まあ、あんまり長生きたらいかんかもしれんけど、100歳と、この頃、110歳とか言っているんですよ。体は、どうしても老化するんだそうです。しようがないそうです。頭は老化しないんですって、使えば使うほど。そのためにはやっぱり、スマホは辞書みたいなんです、必要なことだけ。新聞は、ぱっと一面にほかのことが入ります。そんなところで、正直言って、節約しないでくださいよ。大人にもお金使ってください。もちろん、あそこには子供も来ますけど。福祉課だけで決められるんですか。もう少し相談してみてください。

私はもう、ちょっとこれが一番、最近、頭に来ていることなんです。その一言で決めたというのにびっくりしました。もう一度、検討してください。

次に行きます。

臭い問題についてですが、川南町の一番の問題は臭い問題です。先ほど、三原さんが言ってくれて、随分勉強になりました。

一番感じるのは、困った人一人一人に対応すると同時に、川南町の臭うな、困ったなと思っていても黙っている人が大多数だと思うんです。いろんな立場の人があると思います。畜産農家、その人たちはその人たちの状況、それから私のように、来てびっくりして、そういう人もおりますし、アンケートをほぼ取っていないんではないか、前の環境課長さんはちょっと調べてみますという感じでしたので。

それと、この臭いのアンケートを取っていただくにあって、三原さんも言っていた臭気対策、私は臭い問題と言っているんですが、これのために環境課長1人の責任で到底できるはずがない。環境課長、町長、副町長、そしてもう本当に全課で、全役場でこの問題に対処するんだということをするために、そういう委員会をつくってほしいんです。その委員会でア

ンケートをつくってほしいんですが、いかがでしょうか。

○環境課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、アンケートの実施についてですけども、川南町地球温暖化対策実行計画策定業務の一環で、環境問題等に関するアンケートを実施しております。このアンケートの中の自由意見において、臭い問題を取り上げていただいている町民の方々が一定の割合でいらっしゃることは担当課のほうでも把握しているところです。このことから、依然として本町の臭い問題について町民の関心が高いこと、解決することが困難であることを認識しているところで

す。

現在のところ、これまで行ったアンケート等で、臭いの関心の高さ、解決に向けて努力する必要性や重要性は十分に認識していますので、改めて臭いに特化したアンケートを行う予定は今のところありません。

それと、臭い問題対策委員会をつくるべきではということですけども、現在、川南町公害防止条例第4章第33条に公害対策審議会を置くことと規定されています。これは、公害対策に関する基本的事項及びその他重要な事項を調査審議するために、町長の諮問機関として設置するものです。

この審議会で取り扱う公害の定義は、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下に加え、悪臭を含めたものとなっています。これらの公害により、相当範囲にわたり人の健康及び生活環境に関わる被害が生じた場合は、その対策等を諮問する機関が公害対策審議会ですので、御質問にありました臭いの問題につきましても、こちらの審議会で対応できるものと考えております。

以上です。

○議員（乙津 弘子さん） 特化したものを作れないということで、ちょっとがっかりしているんですが。

やっぱり、公害対策という言葉で流れてしまいますが、ほかの町と比べて。本当にやっぱり臭いが、この町はすごい豊かだと思いますよ、資源も、立地条件も抜群です。だのに、臭いですよね。サーファーの人たちが、この町に住まずにサーフィンだけに来る、それを私は直に聞きましたので。やっぱり、これは紛れさせたらいかんと思います。特化すべきです。お願いします。

次に行きます。中学校統合の進捗について聞きます。昨年の統合に意欲、スピード感が見られないということで。中学校統合について、昨年の9月定例会の東町長の答弁を紹介します。中村議員の質間に答えてです。東町長が、「私は、中学校につきましては、統合を急ぎたい、統合をすぐやるべきだという考え方であります。統合につきましては、大体予想ですが、実際に書類に載ったのは平成28年の書類から小中学校の統合というのが載りました。しかし、そこに載るということは、それから2年くらい前にはもうお話を始まっていたんじゃないかなというふうに思います。私は白紙に戻したというのは、新中学校を建設する、あれについ

ては白紙に戻しました。しかし、統合については意見が生きていると思いますので、これは1日も早く統合をし、「どちらの施設を使うか」、ちょっと飛ばしまして、「タウンミーティング」、7月21日に行われたと思います。「でも統合を急げという話がありました。お聞きになった方たくさんおられると思いますが、やはり統合を先に急ぐべきだというふうに思っております」と言っております。

さて、この町長の姿勢は変わっていないと思いますので、町長の負託を受けて就任された長曾我部教育長も統合を急いでいると理解しております。日高前町長の下、統合に向けて第1次、第2次の審議会が開かれ、多くのことが決められました。その決め事で役に立つことを使わなければもったいないです。—[発言取消]—。

しかし、統合への意欲、姿勢、スピード感が、今、感じられません。いかがですか。

○教育課長（三好 益夫君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

統合にスピード感が見られないということなんんですけど、現在のところ、先日、徳弘議員のほうからも御質問があったとおりなんんですけど、教育長のお考えでということで、白紙状態から意見を聞いている状態になっております。

先日も申し上げたんですけど、令和5年12月19日にPTA会長、令和6年1月23日に多賀地区、2月13日に山本地区、5月8日、東地区、5月23日に通山地区にて意見を聞く会を実施しております。まだ実施をしていない地区もありますので、今後も継続して意見を聞く会を開催してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん）　教育委員会だよりというのは、選挙の前にわわわわっと出されたんです。勇み足のもありました。こういうのが見られませんね。

教育委員会だよりと別に冊子として出しにくかったら、町広報に入れさせてもらってもいいんじゃないですか。あまりに何か、こっそりやっているわけじゃないんだけど、どっか回っているらしいよというのではちょっと恥ずかしいです。

それと、何で一からやらんならんねんと思います。染川委員長、安藤委員長、審議会の。あの人たちの努力はどこへ行ったんだろうと、みんなやっぱり思います。使えるものは使える、これが文科省が言う、建築に対しても、建物でも、長寿命化と言っておりますが、何でそんな振出しに戻ってしまったんだろうと思います。よそ行って建物を造るのが、やっぱりお金もかかるしおかしいんやないかということだったと思って、統合については、皆、大体同じような意見だったと思います。

次に行きます。小中学校の給食についてなんですが、オーガニック給食に取り組んでほしい。川南町に平田順一さんという方がおられます。北山神社の宮司さんで、校長先生をされていた方です。川南の文芸誌「黒潮」に長文の記録を毎回書かれています。

最新号の黒潮151号に、学校給食の歴史という文章を載せています。彼の文章としてはコンパクトで読みやすいので、一読していただけたらと思います。

少し紹介します。昭和の初め、栄養学者、佐伯矩さんが、栄養こそが健全で幸せな人間社会を支えるという信念の下、国に給食の実施を求め、昭和7年、文部省は学校給食臨時施設法というのを出したそうです。早速、全国で給食実施が1万校を超えるました。川南町史では、昭和8年、宮崎県内の216校で学校給食を実施と書いてありますが、町内の実施は終戦後を待つしかない。しかし、昭和34年に川南小学校が給食の研究で表彰されている。昭和51年、米余りで学校給食に米飯を出すようにと文部省令が公布され、川南町でも昭和55年、米飯を導入した。給食費は無料になっているとくくっております。

この無料は、同僚議員が長く主張していたが、選挙前に突然無料になっています。さあ、無料になったので、次はオーガニック給食です。これは、私、3月に議会で言っているんですが、ちょっと相手にされなかつたと言うたらいかんのですが、あまり検討されなかつたようです。5月7日、宮崎市のキネマ館という映画館で、「夢見る給食」「夢見る小学校」という映画を見ました。どちらもドキュメントです。夢見る給食のチラシに、小学生の平均体重は6年間でおよそ2倍に、オーガニックは成長著しい子供たちにこそ必要。今、全国の市町村でオーガニック給食の無料化が広がっていますとあります。それから、給食の無料化が実施した川南町ですが、オーガニック給食への方向性を打ち出したらどうでしょうか。前回はちょっといろいろ困難なように言われたんですが、移住の弾みにもなるでしょう。農家との連携いろいろあるでしょうが、いかがでしょうか。また、この2本の映画を夏休みドームで上映してもらいますので、よろしくお願ひいたします。オーガニック給食についてお聞きします。お願ひします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、前回の御質問のときも同じようなことを申し上げたんですけど、まず川南町学校給食共同調理場では、食材の検収用に食品の規格表というのを設定しております。その中に野菜類、果物及び芋、きのこ類の項目において、病害虫がないものと規定されております。実際に受け入れた野菜に害虫が付着し、目視で除去できない場合は、廃棄したケースもございます。オーガニック給食をということなんですが、まず受け入れる共同調理場側としては、オーガニックの栽培をされる農家の方が増えて品質のほうもちゃんと担保されるようになれば、ぜひ取り組んでいくべきだとは考えております。

それと映画がドームで上映されるということなので、なかなか面白い映画だなと思いますので、この辺もいろんな方に周知して見ていただかといいかなというふうに感じました。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん） ありがとうございます。協賛という形で参加、協力していただけるそうで、ありがとうございます。

さて、もう一つ、私の給食について3本の強い願い、無料化はできました。オーガニックは向かっています。

もう一つ、早い給食。給食時間を早くというのを私は願っているのですが、私は12月議会

で、朝食をとっていないと頭脳が活性化しない。学力アップの必要条件は朝食をとることです。まず一度お試し朝食をと言いました。

教育課長は、学校給食実施基準に学校給食は年間を通じて原則週5回、授業日の昼食時に実施されるものとするという定めがありますので、今すぐ実施というのはなかなか難しいかと考えておりますとおっしゃいました。しかし、朝食をとらないデメリットが頭から離れません。朝食は学力アップに直につながるのにと思い続けました。

はっと気づいたのです。昼食の時間って法律で決まっているのかなと思い、文部科学省に聞きました。決まっておりませんと、まあ常識で考えるというところなんでしょうが、11時は早いとしても、11時半でもいいよねと思い、そう3時間目でお昼にするのです。いわゆる早弁です。元気が出ます。私も元気が出、意気揚々と一般質問に入れたのですが、11時半から給食準備で、食べるのは12時頃になります。ところが、小学校の時間割に驚きました。早弁どころではないようです。小学校の時間割について説明してください。

○教育課長（三好 益夫君）　ただいまの御質問にお答えします。

給食の時間についてということですけど、まず給食の時間は、もう学校が定めるもので、学校運営上、様々なことを考慮して現在の運用になっております。

小学校の給食が遅いということなんんですけど、小学校におきましては午前中5時間授業を行って、その上で給食というふうになっております。

なぜこのようなことになっているかというと、学校運営上、特に先生たちの働き方改革、そういったことを考慮して、こういう運用になっているというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（乙津 弘子さん）　ということで、がっかりしておりますが、学校側のいろんな事情、法律等の規制があると思いますが、早弁は学力アップにつながると思いますので、早弁のすすめを給食の検討事項にしてください。

あと一つありますが、次回で。

○議長（河野 浩一君）　しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後2時06分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（河野 浩一君）　会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、田中宏政君に発言を許します。

○議員（田中 宏政君）　東町長の一日も早い回復を願い、通告書に基づき質問をさせていただきます。

通告書とは順番が変わりますが、まず介護事業についての中から、元気アップ事業の目的と必要性という質問からしていきます。

この元気アップ事業は、税金などから支出しているので、目的、内容及び費用対効果について町民への説明責任を果たすとともに、社会経済情勢や町民のニーズに即したものであるか常に検証し、適正化に努める必要性があります。

質問は質問席からさせていただきます。

令和6年3月31日現在、川南町には65歳以上の人口が5,434人となっております。この元気アップ事業の開始時には、65歳以上の高齢者人口と要介護認定などを考慮すると約4,500人ぐらい事業対象者がいたと思われますが、この事業開始時にどのような形で公正に広報、周知したのか、この元気アップ事業のパンフレットを何名ぐらいに配付したのか、これです。こちらのパンフレットをいつ作られたのかお伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

そのパンフレットをいつ作ったかということは、ちょっと私も把握しておりませんが、配付については、お知らせかわみなみ、あと回覧板、あと包括支援センターのほうに配付をしております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 今日たまたまお昼に家に帰った時に、回覧板に初めてこのパンフレットが入っているのを拝見したんですけども、いつ作られたのか、事業開始前なのか開始後なのか分かりますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和6年の4月からやっておりますので、令和6年の4月、今年度、今年度の事業は始まっておりますので、今回、回覧板等に入ってきたかと思うんですけど、なのでお知らせに入ってきたのは今ということになると思います。

ただいまの御質問が、令和3年7月に事業が開始された時の前に作っているかという御質問なんですが、その際には作っているということでした。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） その事業開始前に配付したということなんんですけども、どのくらい配付したのか、2、3枚なのか、この事業対象者全員に配られたのか、お伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

事業開始前の回覧板のほうで配付をしているということです。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 回覧板が回ってくる世帯ってどのくらいか御存じでしょうか。ほとんどの方がこのパンフレットを見ることはなかったと思うんですよね。ほとんど、職員の方にも聞いたんですけども、口コミで広がったと聞いたんですけども、口コミで広がる、周知させる介護予防事業というのは、あまりにも不公平で不適当だと思いませんか。知らな

い方は3年たっても今現在も知りません。知らないままになっております。ごく一部の周りだけで広がる介護予防事業を適正、適切だと思われますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど回覧板と言ったんですけど、回覧板とお知らせかわみなみのほうにも掲載しております。あとホームページにも掲載しておりますので、65歳以上の方は誰でも参加できるということで、公平であると考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） それなのに、ほとんどの町民の方がこの事業について知りません。私、ここ2か月前ほどなんですけども、聞いて回りました。この事業のこと知っているかというの。7、80人、100人ぐらい、ちょっと正確な数字はちょっと分からんんですけども、知っていた人1名だけでした。1%です。このような状態で周知させた、広報していたというのは、あまりにも適切ではなかった。それが足りなかつた。周知、広報が足りなかつたと私は思います。

次の質問に行きます。

令和3年度7月開始時に元気アップ事業が開始されたということですが、開始当初の参加は何名だったでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年の7月、最初の月は7名となっております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 7名の方が参加されているということですけども、この方々はどのような形でこの事業を知ることができたのか。先ほど言ったように七、八十名、私の周りに聞いて1名しかこの事業のほうを知ることがなかつたんですけども、このように町民のほとんどに知られていない、また、最近まで議員も、この事業のことを知っていません。そのような事業を令和3年7月になぜ知ることができたのか、お伺いします。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

なぜ知ることができたのかと言われると、先ほど述べたように広報、お知らせかわみなみであるとか、回覧板であるとか、そういうふたものであると思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。このような委託事業では、公益性、妥当性、有効性、透明性などが重要になると思います。

まず、公益性についてですが、令和4年度は約4,500人対象者がいたと思うんですけども、この4,500人中たった30人しかこの事業に参加できていません。まずはほとんどの町民がこの元気アップ事業を知る人いない状況なんんですけども、この委託事業に公益性があると考えられますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもちょっと言いましたけど、町内に住所を有する65歳以上の高齢者が対象でありますし、将来、要介護にならないための介護予防事業ということで、将来の介護保険料の抑制というものにもつながるというふうに考えております。公益性はあると考えます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） たった30人ですよ。町民の1%いません、対象者の1%もいません。これに公益性があるとは言えません。

次に行きます。

次に、この事業の妥当性ですが、直接執行や補助事業ではなく、委託事業という手段が最適である理由を聞かせてください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、委託っていうことと補助事業の違いというものがまずございます。それは、事業主体がどちらかということでございます。

委託の場合は、事業主体はあくまでも町が事業主体となりますし、受託した事業者は事業を代行しているということで、これに対して補助金は、補助金を受ける事業者が事業主体になっております。委託であれば、必要となる経費は全額委託料という形でもらえるということになりますけど、中には全額補助ということもありますし、一般的には補助率が3分の1であったり、2分の1であったりとかいうことが補助ということになろうかと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 金額の妥当性を見てみると、現在、委託先、委託事業先は、株式会社サン・フューチャー・クリエイトとなっております。

そのサン・フューチャー・クリエイトの非会員1回60分当たり1,320円を基準に1.5時間を掛け、1回当たり2,000円で、1か月8,000円とされていますが、この株式会社サン・フューチャー・クリエイトの月会費を御存じでしょうか。恐らくですけど、まだちょっと分からぬんですけど、5,000円とか6,000円ぐらいだったと思います。この元気アップ事業の参加者は、マシンを使はず週に1日2時間だけ月に4回、それを4回、8時間限定で8,000円、この金額が妥当だと考えられますか。

また、金額を決めるに当たって、周りの市町村及び県外の同じような業種に金額の価格の確認をされましたでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） 金額の妥当性ということなんですが、この元気アップ事業というのが独自事業でございまして、周りの市町村と価格を合わせるということが必要かどうかはちょっとどうかなと思いますけど、私もその金額を決めた際に、ちょっと携わっておりませんので、ここでちょっと明確な答えを出しきれません。すみません。

○議員（田中 宏政君） 月4回8時間で8,000円ですよ、体操が。高過ぎじゃないですか。8,000円の体操の事業に行かれますか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

介護予防に特化した体操ということになります。この価格が妥当かということを私がここで述べることはできません。

○議員（田中 宏政君） しっかりと適正な価格というのを、もう一度考えてやってほしいと思います。

次に行きます。この時、金額の妥当性を見るんですけど、他の自治体を見てみると同じような介護予防委託事業をしていました。体育館や町の施設に委託事業者に先に来てもらい、参加者から参加費を200円とか500円支払ってもらって、介護予防の体操などを行っている自治体が数か所ありました。その事業ですけど、250人ぐらい参加して、何か所か分かれてなんですが、1回じゃなくて5か所ぐらいに分かれて50人ずつとか、そういう形で分かれてなんですが、事業費を見てみたら150万円ぐらいだったと思ったんですが、川南町の元気アップ事業は、今年度の予算で90名で864万円というのは少し高過ぎではないでしょうか。また、参加者から参加費を取ることは考えなかつたのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

以前そういう話もあったということなんですが、今回については前年から引き続きということで、参加者から取るということはないということで計画しております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 今後は、その参加費というのを含めて、しっかりと考えていただけるように思います。

次に、参加者の妥当性を見てみると、令和4年度と5年度、2年間同じ参加者が14名、令和5年度、6年度の2年間同じ参加者が26名、3年間同じ参加者が12名となっております。少ない参加人数に関わらずこれだけの人数が滞留している状況です。年間9万6,000円の一人当たりの事業を考えると、1年間という期間も長過ぎると思うんですけど、これだけの事業費であれば公平に事業対象者に参加していただくという考え方であれば、期間の延長というのはあり得ないと思います。3年間もこの事業に参加していただくことが、正当、適切、妥当だと言える根拠を聞かせてください。

○福祉課長（河野 賢二君） この事業が、繰り返しになるかもしれませんけど、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を送ることが目標ということになっておりますので、1年で今年やったら来年はしなくてもいいということではないと思うんですが、今後、田中議員が言われるようなことは考えていかなくてはいけないかなと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 2年間、3年間やりたいというのであれば、自らお金を出してやるのが普通だと思います。税金から支出しているので、そういう部分も考えて、しっかりと適切に事業のほうを考えていただきたいと思います。

それというもの参加者以外に残り98%から99%の事業対象者は介護を予防する必要性がな

いと、それから考えられるんですけども、それについてどう考えますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

その参加者以外のことを考えていないということではなくて、先ほど出ました百歳体操も含めて、この元気アップ事業など、やっぱりいろんなことをやっていかなくちゃいけないなと思っておりますので、それ以外の方をもう無視しているということではございません。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　委託先、事業先の選定の妥当性を考えてみると、この元気アップ事業を随意契約で委託先を選定されていると思うんですけども、一般入札やプロポーザルの選定をなぜしないのか、お聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約の際に業者選定理由というものがございまして、そちらをちょっと読み上げさせていただきます。元気アップ事業、元気アップ教室は、川南町保健福祉事業実施要綱に基づき、被保険者その家族や介護者に対し、介護予防及びリフレッシュ活動に対する取組を、自らが自主的かつ継続的に行うために、運動機能の維持・向上・介護負担の軽減等を目指し、高齢者が要介護状態等となることの予防、介護する人たちを支援することを目的としている。そのため委託先は、介護予防の専門的知識を有し、地域包括支援センターをはじめ各関係機関と連携のとれる業者を選定する必要がある。現在、介護予防の通いの場である百歳体操会場に専門職の派遣を依頼し、介護予防のための運動指導や講話等を実施している。その専門職を派遣依頼しているのは株式会社サン・フューチャー・クリエイト、スタジオライフであり、これまでの実績がある。また、ここ以外にこの事業を実施できる事業所がない。これらを考慮し、業務内容の特殊性及び委託先の制限などにより、地方自治法施行令第167条の2の1項第2号中その他の契約での性質または目的が競争入札に適しないものをするときというふうに判断して、随意契約をしているところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　そう来ると思っていました。有効性で考えてみると、この委託費、今年度が864万円に見合う費用対効果が期待できると思いますか。事業対象者が恐らく4,500人くらいいると考えられますが、その2%の人しかこの元気アップに参加できていません。これを踏まえて864万円で4,500人が介護予防に関係すると、よくなるというふうに関係すると見合う費用対価が864万で、864万で委託費に見合う費用対効果がこの事業にあると期待できますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

費用対効果というお話なんですが、今現在、費用対効果をここでちょっと私が話すことはできないので、ちょっと発言を控えさせていただきます。

○議員（田中 宏政君）　90人に対する費用対効果は出ると思うんですけども、事業対象者全員に関しての費用対効果というのは出ないんじゃないかなと、すみません、そういう質問

をしました。

次に行きます。

透明性を考えてみると、この介護予防委託事業の参加可能対象者に、事業の内容や目的を広く公開することが必ず必要だと思われます。事業開始時期に議会や委員会への説明をどのような形で何回ぐらい説明したのか、お聞かせください。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年の第8回議会の定例会におきまして、議員の一般質問に対する答弁で当時の課長が、百歳体操、元気アップ事業、地域ふれあい事業、食生活改善事業、認知症カフェ、訪問給食サービス等を介護予防として紹介をしております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　この事業の内容などは説明されたのでしょうか。契約の単価とか電話での指導、そういう部分に関して説明されたのかお聞きします。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

当時、細かい事業の内容までを説明したかは、ちょっと私には分かりません。ただ、新規事業であったということであれば、ある程度の説明はされたんじゃないかと推測します。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　分かりました。

開示請求をして何点か疑問に思ったことがあります。まず、電話での指導ができるとありますが、どのような指導で、どのくらい、何時間何分指導するのか。その指導をどのような方法で確認、検証するのか。事業請求書に発信履歴を添付するのか、お伺いします。また、電話での指導が2,000円の委託費が発生しますが、この金額が妥当だと言える根拠を教えてください。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

電話での指導というのは、報告書のほうに記載されておりますが、議員の言われるよう発信履歴、時間、そういったものは記載されておりません。透明性ということを言われるのであれば、今後そういったことも、いついつ、どういう指導をしたというところまで報告してもらうようにしなきゃいけないなと思います。

あと、電話での支払いの妥当性ということなんですが、当時、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、国の方針として一般介護予防事業として、電話による健康状態の確認や助言等の活動を実施することも可能ということがありましたので、電話での指導によって出席扱いとすることも可能としておるところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　国からの指導によって電話の請求が可能ということですが、請求が可能であってもお金を出すというのは川南町になりますよね。国が電話による指導に対して2,000円全額負担してくれるなら分かりますが、そうでなければ川南町が必要ないと判

断すれば出す必要性はないと考えられます。電話での指導に対し、2,000円を出さなければ罰則規定などペナルティがあるなら出す必要性がありますが、どうでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

あくまでも自主事業ですので、罰則とかそういうものはないかと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 電話での指導された方が、介護予防事業ではなく通常の会員の場合、電話での指導に2,000円払えますでしょうか。その電話での指導が、しっかりととした指導であっても、2,000円を支払う人はほぼいないと思われます。500円でも支払う人はいないと思います。

そこでお聞きします。もし、副町長がその事業に参加されて、電話で指導された場合に2,000円払えますでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 詳細な指導の中身が分かりませんけれど、電話1本確認で2,000円払うというのは、私はちょっと控えたいと思います。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 課長はどうでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ここで個人的なコメントは差し控えさせていただきます。

○議員（田中 宏政君） 次に行きます。

令和4年8月の実績報告書を確認しましたところ、実績が99件でした。1回の事業費が2,000円であると考えますと、19万8000円が委託費になるのかと思います。プラス電話での指導が4件ありますので、それを考慮したとしても20万6000円。しかし、この月の事業請求書を確認すると、参加者掛ける人数掛ける8,000円で26万4000円となっております。この計算では5万8000円が不正に請求されていると考えられます。契約書、また、年間ベースで考えますと、291万8000円の予算執行に対して、223万2000円の正当な委託実績金額となっております。68万6000円が不正に請求され支出されています。この不正請求は、刑法246条詐欺罪に該当する可能性があります。もし、職員がこの不正請求に気づいているにも関わらず委託事業費を支出しているのであれば、詐欺罪の共謀共同正犯になる可能性があります。また、背任罪の可能性もあります。このような不正が疑われる状態ですが、適切な公正な正当な委託事業だと考えられますでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

請求の内容については、報告を頂いておりまして、それを職員が確認して委託費の支出をしているところでございます。なので、今議員が言われるようなことはないと私は思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 実績報告書を確認しますと、1か月に一度も参加されていない方が数名います。それも3か月、4か月。長い方だと1年間に2回だけ参加し、電話での参

加が6回という参加者もいました。このような参加者でも月8,000円の登録料ですか、参加料ですか、が発生していると思われます。このような事例に対して、町側から委託事業先や参加者に指導や注意はされているのか、こういう事例の事業費の支出を正当な適切な事業費の支出と言えますか。正当だと適切であると言える事業費ならば、その根拠をお聞かせください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和3年と4年に関しては、月8,000円という委託料をお支払いしておりますが、これに関しては1回2,000円ということになっております。そういうところは見直しを行ってきているのかなと思っております。適正な支出かと言われると、契約に基づいて支出をしておりますので、適正であるということだと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 令和3年度、4年度の契約書によっては1人月8,000円ということですが、もし、そうであれば事業参加者は、登録をしていれば月ゼロ回だろうが1回だろうが8,000円の事業費を支出したということですか。この事業者がコロナ感染者に感染し2回事業が中止になった場合は、1人月8,000円ではなく、月4,000円という請求になっています。事業報告書の備考欄に退会、辞めたと書いてあるのに関わらず、それをずっと請求されても問題ないということでしょうか。1年間2回しか参加していない人も、また、都合により事業に参加せず個人で午後に参加する人も事業報告書に名前があれば、発生の事業費は正当な支出だと言えることによろしいでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約先、先ほども言いましたけれども、契約に基づいて支払いをしておりまして、8,000円の支払いが正当性、妥当かと言われると、支払っている、1回も参加していないのに払っているということですね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）

例えば、電話での指導であるとかいうことがあれば妥当かなと思います。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 分かりました。分からぬいけど、分かりました。

参加者からの参加日や事業参加の感想、効果の有無をしっかりと提出していただき、町のほうが事業所側と参加者側と、しっかりとチェックしてから事業費の支出となると思いますが、しっかりと照合されているのでしょうか。また、どのようなチェック体制なのかお聞きます。

○福祉課長（河野 賢二君） チェック体制ということなんですが、先ほども申し上げたとおり、報告書を職員がチェックして、請求金額と合っているかということをチェックして支出しております。以上でございます。もちろんその際には決裁を取っております。

以上です。

○議員（田中 宏政君） 参加者側からのチェックは全くしていないということで、分か

りました。

そういう場合ですので実際のところは分かりませんが、委託事業先側から適当に参加実質がないのに、実績が、事実がないのに、実績がないのに請求があれば支払うということでおろしいでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君）　ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

契約をする際に、そういうことはないようにというふうになっておると思いますので、ないと思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君）　分かりました。登記簿によりますと、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの昨年8月2日まで実質の取締役だったのが中瀬修議員であります。登記簿上は、なぜか2年以上遡って令和3年6月30日に取締役を退任しているみたいです。

ここで問題となるのが地方自治体92条2項により議員の300万円以上の請負が禁止されている点です。

現在、株式会社サン・フューチャー・クリエイトの取締役は、奥様となっているみたいですが、92条2項で請負が禁止されているものは、経営者またはこれに準ずるもので。取締役と同等の執行力、影響力を有する場合は、兼業禁止に該当するとされています。同じような判例でも該当していました。

また、この点と事業費の継続性、売上に対する事業費の割合、この部分も該当する要件であり、地方自治法92条2項に抵触する可能性があります。

これまで述べてきました不正、不当、不公平、不透明、違法である可能性があるということを鑑みると、この事業の停止または告発すべきじゃないかと思いますが、副町長、どうでしょうか。

○副町長（河野 秀二君）　詳細な調査をしないと不正があるとかないとかは言えませんけれど、今議員がおっしゃった内容等を再度チェックさせたいと思います。その上で結論が出れば、その結論に従って手続を取ることになろうかと思いますけど。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君）　次、小中学校の学力向上に行きます。

タブレット使用についてなんですかけれども、町内の小中学校の授業において、平均的な1日の使用頻度をお伺いします。また、使用頻度の少ないクラスと多いクラスではどのくらい差があるのか、お聞きします。

○教育課長（三好 益夫君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

タブレットの使用頻度ということなんですけど、詳細については把握をしていないところです。

ただ、学校訪問等の機会でクラスの様子を見ますと、小学校におきましては、タブレットの活用を積極的にやっているようです。それぞれでどのような学習にタブレットを活用する

かも先生のお考え等もありますので、使用頻度についてはかなり差があるものと考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 使用頻度が増えれば、先生、生徒たちの目の疲れ、肩の疲れ、身体的な疲労が増すことが考えられますが、安全に快適に使用されるための指針や対策は取られてますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えします。

タブレットを使うことでいろいろ目が疲れたりとかいうことに対する対策ということですけど、その辺に関しては特にはないと思うんですけど。ただ、じつと小さい画面を見てばかりで学習するというよりは、各教室に電子黒板という大きいテレビ型の黒板があるんですけど、そちらのほうに投影して皆さんで見てもらったりとか、そういう活用の仕方をされてますので、ずっと凝視して目が疲れるような状況ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 視力アップの目の疲れを取るようなアプリもありますので、その辺の検討、導入の検討もお願いします。

次に行きます。

A I ドリルの活用状況についてお聞きします。

導入から約2か月ほどたちましたが、A I ドリルの活用状況はどうでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

A I ドリルの活用状況ですけど、本年度よりA I ドリルのほうを導入いたしました。既に1人1台の端末が導入されておりまして、これを活用して、授業で活用したりとか、持つて帰って家庭学習、宿題をやったりとかいうので活用しているところです。

活用の事例を言いますと、授業終わりの10分で学んだ内容をA I ドリルで確認し、それがすぐに自動採点され学習履歴が保存される。その学習履歴と熟度に応じて、またA I のほうで出題をするということで活用がされているところです。

ただ、本年度導入と申し上げたように、こちらのほう、まだ設定をしていただいた後に、A I ドリルの研修会というのを学校でまず先に行っているところです。こちらのほうが、5月27日現在で、まだ4校ほどしか完了しておらないところです。こちらが6月になっていくので、まだ順次進んでいるとは思うんですけど、活用の研修等が終わっていない学校に関しては、まだちょっと活用が始まっていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） せっかく導入したのですから、どんどん活用して学力向上のほうに生かしていただきたいと思います。

それと、そのA I ドリルのほうなんですが、不登校の生徒が数名いると思うんですけども、不登校への生徒の使用、そういう活用は考えているのかお聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校の子供たちへの活用ですけど、まず、今、生涯学習センターのほうにフロンティアルームで不登校の子が登校できる場所を作っております。本年度から唐瀬原中学校のほうにヒナタルームという、こちらもまた同様の活動ということで登校できる場所を作つておるところです。こちらにおいてもWi-Fiとかの環境というのが学校も整っておりますし、生涯学習センターのほうも整えて、オンラインでの授業が受けられる体制というのは構築する予定になっております。

今後でいきますと、おうちにいてもオンラインの授業を受けられるというのも理想的だと思うんですけど、おうちのWi-Fiの環境等もありますけど、その辺解決しながら、将来的にはそちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） A.I.ドリルの不具合とか、そういうのを聞こうと思ったんですけど、まだそういう状況ではないというところが分かりました。

次に行きます。

ICT支援についてお聞きします。

ICTを活用した教育を推進するには、ICT支援員が重要な役割を果たすとされていますが、本町のICT支援員について、何名、どのような方が、どのような形で支援業務を行っていますのかお聞きします。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町においてITC支援員は1名ということになっております。ただ、いろんな業務を行っていただいて、授業の支援、それから公務の支援、環境支援と研修の支援を行っていたいただいております。

特に、環境支援というのが、日常のメンテナンス、アカウントの設定、ユーザー登録等も行っていただいているんですけど、どうしても手がかかる場合には委託先からまた増員していただいて対応もしていただいているところです。

こちらのICT支援員の活用のほうが進んでいるということで、県のほうでどのくらい進んでいるかという調査があったんですけど、どちらかというと川南のほうは評価が高い部類に現在入っているところでございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 文部科学省では2022年までに4校に1名、ICT支援員を配置することと目標としていましたが、本町は小中学校7校あり、1名の支援員で足りているのでしょうか。

また、子供たちの学力向上のためにも、教育、教員の負担減のためにも、ITC支援員の増員は検討していかなければならないと思うのですが、どのように考えていますでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） まず、ITCでなくICTになっております。1名で足り

るのかというお話なんですけど、現在のところは非常にいい形で運用していただいているというふうに考えています。ただ、将来的には、こちらの分野の活用というのもまた変わってくる可能性があるので、その変化に柔軟に対応しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 次の酪農危機について質問させていただきます。

2022年から23年にかけて、飼料高騰、円安、ウクライナとロシアとの戦争、新型コロナウイルス等による需要減など、様々な外的な要因によって、酪農家の経営は大恐慌の時代になったと言われています。

その後、乳価の上昇や可能な限り自家飼料に変換し飼料費を抑え、また、補助金や助成金などで何とか耐え抜き、現在に至っている状況だと思います。

川南町の酪農の現状、現況はどのように感じていますでしょうか。副町長、お願いします。

○副町長（河野 秀二君） 近年、酪農家の方が2件ほど廃業されたという話を聞きました。それだけで現状が伝わってきます。

以上で終わります。

○議員（田中 宏政君） 産業推進課長、お願いします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

現状と対策についてでございますが、副町長が発言したとおり、現在の酪農家でございますが、議員が言われた様々な情勢に起因する需要の変化、生産コストの増大等により、困難な状況に直面しております。

現状では、乳価は乳業メーカーと酪農生産者の団体ですね、の合意によって決められていますが、需給状況、市場動向、経済環境、生産者らの経営状況などの要因を総合的に勘案して決定されており、需要の変化や消費者の嗜好の変化により、酪農製品への需要が減少していることが価格に影響を与える一因となっております。

また、先ほど言われたウクライナ危機が大きな要因となった穀物相場の上昇、その後の記録的な円安等により、生産コストの多くを占める飼料代が上昇したことが経営を大きく圧迫しております。

農林水産省が昨年7月に公表した畜産統計におきましても、全国の乳用牛飼養戸数は、前年から5.3%減少、中央酪農会議が同年3月にまとめた調査でも、酪農農家の85%が赤字経営となっているとの報告があります。

本町におきましても、先ほど申し述べましたが、二つの経営体が廃業しており、現在の酪農家数は10戸となっております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 酪農家の現在の状況というのは、ボクシングにたとえるなら2度、2回ダウンして、ふらふらながらも立ち上がって、不安定ながらもファイティング

ポーズを取っているような状態。しかし、ダメージがまだまだ残っているような状態だと私は思っております。

実際のところ、町内の酪農家やJAの担当者に話を聞いてみると、何とか持ちこたえたが、未来は真っ暗な状態だと話しておりました。

副町長も言われましたが、この1年間で2件の酪農家が離農されています。平成26年には川南町内には19件の酪農家が経営していましたが、令和6年には10件になり、この10年間で約、酪農家の半分が離農されている状態です。

ここでお聞きします。酪農家は、まだまだ厳しい経営状態だと考えられる中、昨年度の川南町ファイト酪農緊急支援助成金を、なぜ今年度はやめたのかお聞きします。

○産業推進課長（河野 英樹君） ただいまの御質問にお答えいたします。

令和5年度に議員が言われました酪農経営を緊急的に支援するため、出荷乳料に対する助成事業1キロ当たり3円を町単独事業として実施いたしました。これは、昨年ちょうど6月の補正予算で約1300万ほどの予算計上で執行させていただいたところです。

この財源でございますが、臨時交付金約1130万円を充てさせていただいている状況でございます。このようなことから臨時交付金という財源があったというところから執行ができた状況でございます。

酪農家の厳しさは、先ほど申し上げましたが、当初予算、令和6年度の当初予算等に計上できていないというのが、財源充当できるものがないという現状がございます。このようなことから計上していない状況でございます。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） まだまだ本当に厳しい状況だと私も思っているんですけども、何とかほかの補助金・助成金というのを考えただけないでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 御質問にお答えします。

令和6年度から、新年度からでございます、酪農家限定ではございませんが、輸入飼料価格に影響されにくい畜産経営体を目指すため、自給飼料生産拡大のための機械等の導入費用に対する補助事業、これは町単独事業でございますが、実施しております。補助率は3分の1、上限が30万でございますが、このような補助事業を講じております。

あと、予算措置ではございませんが、今月は牛乳月間でございます。牛乳を飲むことが酪農家の一番の応援になると私たち思っております。窮地の酪農を救うのは私たち消費者の応援だと考えます。

ちなみに、Jミルクという団体によりますと、国内の生乳生産量732万トンのうち、牛乳など飲用にしむける量約半分の389万トンだそうです。いつも飲んでいるカップ1杯から1杯半にするだけで、単純計算で200万トン近い消費になるとのことです。実際に行動する人が3人に1人だと約60万トン、5人に1人では約40万トンの消費拡大になります。毎日意識して飲むことが酪農家を応援することになると思いますので、このような小さな取組かも

されませんが、このような応援をとっていければというふうに思います。

加えまして、今週の日曜日、父の日でございます。全国酪農青年女性会議などは、この父と乳製品の乳の語呂合わせでお父さんに牛乳を送ろうと呼びかけるそうですので、町内全体でこのような取組に協力しながら、酪農経営に寄与できればと考えております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） 先日なんですけど、酪農家と話をしていたんですけども、このファイト酪農支援助成金のことを非常に助かったと、ありがたかったですと言わされていました。

その時なんですけども、息子さんがちょうど私とその鶏舎の前を自転車を押して通ったんですけども、笑顔でこんなにちはと挨拶をされました。1年前くらいから経営後継者として酪農家の仕事をしているということでしたんですけども、経営が厳しいため、まだ一度も給料をあげていないと話していました。朝早くから暗くなるまで毎日毎日働いても給料がない。それでも頑張っている姿を見て涙が出そうになりました。

こんな未来ある若人のためにも、未来の川南のためにも、ファイト酪農支援助成金の復活、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 英樹君） 田中議員の御質問にお答えします。

大変状況的に苦しく、また今回、すみません、今回ではありません、昨年度実施させていただいた補助金が効果があったということを伺うと、私も、すみません、ちょっと……、しながらも財源というものが必要でございますので、今後、酪農家等の意向、また、本町財政状況等を勘案しながら、検討・協議に入らせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（田中 宏政君） ぜひ検討のほうをお願いいたします。

時間ないので、すみません。以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時27分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、河野禎明君に発言を許します。

○議員（河野 禎明君） 皆様、本当に今日はお疲れさまです。長時間ありがとうございます。

記者の方がお見えになつてますが、週刊文春の方が来られてませんかね、来られてません。朝日芸能の方は来られません、同僚議員と親しい朝日芸能です。来られません。そした

ら、地元の記者が来てくださって、本当にありがとうございます。

質問通告です、通告に従いまして、1番目、介護保険の無駄遣い。2番目、障害者にタクシー券を。3番目、ふるさと納税について。4番目、テストキッチンの利用について。5番目、移住支援策についてお伺いしたいと思います。

詳しいことは、下の質問席からさせていただきます。

ちょっと質問の順序を変更しても大丈夫でしょうか。元気アップ事業はちょっと時間がかかりますので、その前に、先にどうしてもお聞きしたいことがあるもんですから、それをお伺いしたいと思います。

最初に1番目、タクシー券の、今75歳以上が月4枚の初乗り料金610円の補助を受けていますが、障害者の方から、これは自分たちは受けられないのかという要請が来ています。これはできませんでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 最初計画するときに、多分私たちの計画の中から漏れていたんじゃないかなと思いますので、検討させてください。

○議員（河野 榮明君） ぜひ検討してください。障害者を助けてください。

2番目、ふるさと納税です。

ふるさと納税は、本当に町に助かっています。去年が、地方交付税が23億円ぐらいでしょう。ふるさと納税からの収入は25億ぐらいあると思うんです。こんな町民が今からいろいろお金がかかるのがたくさんあるわけですけど、ふるさと納税は、まだまだ伸ばす余地があると思います。

それには、よそがやってるんですけど、出荷者、消費者、例えば委託事業者と、町のふるさと納税の担当者とか交えてチームを作り、月1回話し合いをして、次のふるさと納税にはこういう商品を出そうかとか、いろいろ、今までの出てるやつはどうなのか、これは評判が悪いから、これは改善してもらおうとか、そういう話し合いができるチームが必要だと思いますが、どうでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 一昨年、出品者の方々を集めて研修会を開きました。今年度も近々開く予定なんんですけど、昨年したときにアンケートを取りました。そのアンケートの中に、組織化したいという項目を設けていましたが、参加者が非常に少なかったのを記憶しております。

例えば、都城とか御存じの方は詳しいかと思うんですけど、ふるさと納税が始まったときから、出荷者の組合で売上の何%かを協会に納めて、協会の金がすごくあると、それで一般に言う50%枠以外の独自の金を持っておると、それでPRしているから、市自身も大きいこともありますけど、PRの財源が確保されているという話は聞きました。

そういうことを真似もできないのかなと思って、一昨年アンケートのときにそういう項目を設けたんですけど、当時は、当時には参加者が少なかったのを記憶しております。

以上で終わります。

○議員（河野 穎明君） これは、将来に向けて絶対必要です。必ず作ってください。これは、よろしくお願ひします。

3番目、テストキッチンの利用についてです。

これは、テストキッチンは、何を勘違いしたのか、大きな二つ、PLATZ（ぷらっつ）のところに用意したんですけど、これを利用することを考えなかつたらお金の無駄遣い、これは。なぜ知恵を出し合わないのか、何にもしない。誰が責任者なのか分からぬんですけど、こんなほったらかしのですね、金を使って何も使わない。これは例えば考えたら分かるじゃないですか。PLATZ（ぷらっつ）という、今どこにもない、高速のそばに店があるんですよ、道の駅みたいな店があるんですよ。そこに商品を作って出したら売れるんですよ。今、よその商品がいっぱい入ってます。何かしら地元の商品は少ないです。これは地元の商品を作らないからです。じゃあなぜできないか。テストキッチンは二つある。これは一つが惣菜の、例えば、これは主婦のパートでいいと思うんです。もう一つある、これはお菓子、スイーツ作りが好きな人。この二人を週に何回かでいいですよ、雇って、川南のできる、この前はイチゴ、今はスイートコーン、今はマンゴーもあります。それのB品とか結構出てます。そういうものを使って何か新商品開発をやってもらうということが必要じゃないかと思うんです。

じゃあ、惣菜は惣菜で肉、魚、いろいろありますから、加工品をですね、やはりそういうことができる人、それにまた専門家も呼んでやらせる。そこで新商品を開発する。これに使えばあの設備は生きてきます。これは担当者は、今はどなたか分かりませんが、お答えください。

○産業推進課長（河野 英樹君） 河野議員の御質問にお答えします。

川南町地域活性化拠点施設PLATZ（ぷらっつ）ですが、川南町地域活性化拠点施設の設置及び管理に関する条例に規定します、地方自治法第244条第1項の公の施設でございます。

PLATZ（ぷらっつ）のテストキッチンに、菓子、惣菜の新商品開発のために主婦のパートを採用できないかとの御質問ですが、PLATZ（ぷらっつ）内の施設、テストキッチンを含みます9施設、地場産品等販売施設、飲食販売施設、テイクアウト商品販売施設、研修室、公衆トイレ、インフォメーション及び休憩施設、駐車場、その他附帯施設は、先ほど述べましたとおり公の施設であります。町の施設であります。

つまり、テストキッチンも住民の方々に広く利用していただくための施設でありますので、町、町ですね、自治体が、人、主婦を継続的に雇用し、テストキッチンで商品開発をすることは法令等に反するものと考えます。

なお、町民の御意向として、新たな新商品開発のためにテストキッチンを借用申請し利用する場合は、法令の趣旨に沿うものであると解釈しております。

以上でございます。

○議員（河野 穎明君） そんな法令の縛りがあるんだったら、これを造った人は責任を取らないと駄目じゃないですか。あまりにも無責任じゃないですか、お金をかけて。こんなことが何でまかり通るんですか。国なら国の法令に変更届とか何かできることはないのか、やらなきや駄目でしょう。こんなほつたらかしの物をいつまでも置いとったらおかしいですよ。担当者がそういうえば、それ以上、法令の6年縛りとかいうのがあるそうですから、あと1年ぐらいあれば用途変更ができるかもしれません。そしたら輸出できるような商品を作ることも考えるべきだと思います。

次の質問に行きたいと思います。

これは、移住者支援でちょっと相談を受けたんですけど、町内の在住者です、自営業者です。お孫さんが県外にいたんでしょうか、今度帰ってきて、そのおじいちゃんがやってる事業を修行して継ぎたいと。これに移住支援策がどうも該当しないみたいなんですが、何も支援策がないんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） まず、町内雇用者等生活支援助成金というものがあります。こちらについては、本町への移住及び定住の促進を図り、人口減少を抑制することを目的としています。そのため、雇用している事業所については、ある程度の規模が必要であり、要件として勤務先を法人にしております。

また、それとは別に県外からの移住者支援助成金については、会社勤務でなくても要件を満たせば助成金の交付を受けることができます。

以上で終わります。

○議員（河野 穎明君） 今おっしゃられたのは、法人でなくても支援金が出るということですか。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） 私が今申し上げたのが、県外からの移住者支援助成金と申しまして、年齢で言いますと、移住した世帯員全員が年度の末日において55歳未満であるとか、もうもろの要件があるんですが、その中には法人の雇用でないとという条件はありません。そのもろもろの要件を受けた場合には、支援助成金として10万円、これは地域通貨での助成支給になるんですけど10万円。さらに、住宅取得及び賃貸住宅の居住加算というのがありますて5万円、こちらは銀行振込という形で対応しております。

以上です。

○議員（河野 穎明君） すみません、ちょっとよく分からないんですが、独身者が来た場合ですよ、支援金あります。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） 先ほどから申しています県外からの移住者支援助成金については、単身でも助成の対象となりますので、恐らく議員に相談に来られた方に対しても助成は出しております。

以上です。

○議員（河野 穎明君） 町外からの場合は対象にならないんですか。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） 今申し上げた県外からのということになりますので、町外ではなくて県外からということで条件があります。

以上です。

○議員（河野 穎明君） 今この町は、もう10年、20年後に大変な人口減が起きるんです。あんまり細かいことを言わずに、町内に住んでくれるっちゃったら、もう何らかの支援をやりましょう。そのほうが人口が増えます。

後の質問が長くなるので、これで今、移住者支援を終わりたいと思います。

次の質問です。先ほど同僚議員が大分詳しい質問をされたみたいで、この元気アップ事業ですね。これは、私、正直昨日寝れなかつたんです。考えれば考えるほど、とんでもない、この一特定の事業者に対して全額補助、至り尽くせり。その人は前PTA会長、その時に決定したのは前町長、一体これどういうことなのかな、こういう補助金はということを、それ物すごく言われました。私が言うんじゃないんですよ、町民の人が言いました。大分言われました。お前もっと調べんかと。議員がしっかりしちょらんからこんげなこつになるとじやと。議会を通つちよるじやないか予算はと言われました。確かに私たち、私どものチェックがびしやっとできませんでした。また担当の方も詳しい説明をしたというのを議員の方も聞いておりませんということです。

さて、元気アップ事業です。これ1人2,000円、1年間で9万6000円。全額補助。百歳体操とあんまり変わりません。これを介護保険から出します。これ今この百歳体操、この事業は、やる意味があるんでしょうか。百歳体操に移ってもいいんじゃないですか。もう1年、2年、3年、同じ方がこの元気アップ事業の体操指導を受けてますが、もう恐らく先生になっていると思いますよ、体操の先生。何でもできると思いますよ。この方を百歳体操の指導者に入れてもいいし、そういうことはもう必要でしょう。1年、2年、3年、もう習ってまだ続ける必要はないと思います。

副町長、ここは、この百歳体操、この事業、介護保険から行くわけですよ。今年は年間800万近くが予算が上がってるんですよ。これは、まだ今から説明しますけど、不正らしきこともあります。詐欺らしいこともあるんじゃないかと思われることもあります。となると、この事業は、簡単にやるということはできないと思います。これ、町が詳しい調査をする必要があると思うんですよ。これ今からまた説明しますけど、もし、町が詳しい調査をしてくれるんだったら、今から私も説明したいと思いますが、副町長どうでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 今現在、私が持ち得ている情報では返答できませんので、議員さんが今から質問される内容等も含めて、また考えたいと思います。

以上で終わります。

○議員（河野 穎明君） 電話で、欠席したら電話指導があって2,000円もらえると。私は知り合いが何人もいたから電話しました。事業者から電話があったかって聞きました。ないと、電話は。じゃあ2,000円、請求したら事業者は2,000円、月8,000円か、もらえるんで

す。何かおかしいですね。私もこの商売がしたいです。

まあ、とりあえずいろいろあって、この金額が増えているのも不思議です。令和4年、令和5年、令和6年、倍々ゲームとして予算が増えていっている。これは、よく考えたら同じ人が辞めないからですよ。こういう体操ちゅうのは半年したら大体マスターできるんですよ。だから、やるときに半年を指導しますよと、それで修了証書を渡して、次の2期生を募集すればいいんです。それを1期生、1期生には何か教育委員、教育委員の夫婦がまだ行っているとか、議員が行っているとか、いろいろなことを言われます。半年を切って修了させて次の2期生を募集、そういうふうに切り替えることが必要なんですよ、これはですね。

これは返事ができる人は、今福祉課長が変わったばかりで、ほとんど前の福祉課長が返答いただけだと助かるんですけど、それはできないんでしょう。

○議長（河野 浩一君） ここで会議時間の変更について申し上げます。

会議規則第9条第2項により、本日の会議時間は一般質問終了まで延長します。

以上です。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

続けることということなんですけど、議員が言われるようにずっと続けること、先ほど田中議員からもあったんですけど、同じ人がずっと続けることができるかどうかというのは、事業が始まつて今数年たちましたので、今後また検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（河野 祯明君） この百歳体操に似たぐらいの介護予防体操ですから、半年でもうマスターできます。それよりも今、私、新しいニュースがあったんですけど、広報かわみなみというのに柔道整復師の方がお見えになっています。この方は、ここの紹介欄を見たら、えらく、マッサージ、ストレッチとか、14年間、整骨院にて勉強されています。イケメンです。背が高い。となると、あそこのジムで指導しなくて、改善センター、福祉センター、保健センター、この地域おこし隊の、この方を使ったら幾ら得すると思います。今年度800万要らないんですよ。介護保険を今掛けてる人ははらかいてるんですよ。何でおれたちが払った介護保険で、行ってる人は1年間9万6000円の補助を受けてるのかと。介護保険の払ってる人がこれ教えたら、私はガンガン言われます。こんな事業はやつたら駄目なんです。全額補助。

町の農業、商業、漁業者、みんな困ってるんです、今。儲からなくて。何でこの1人の事業者がぬくぬくと補助金をただでもらってやっていけるんですか。誰がこんな制度を作ったんですか。前町長ですか。これも調べてください。調査委員会を作つて。この事業を即刻止めてください。新しい人に改善センターを利用してやらせてください。こんな介護保険の無駄遣い、これは許せません。お願いします。副町長。

○副町長（河野 秀二君） 即答はできませんけど、検討課題とさせてください。

○議員（河野 祯明君） 副町長が検討するということは、やるということだから、あり

がたく受け止めます。

いっぱい原稿は作ったんですけど、ほとんど言えません。どれを言っていいか、もう分からなくなりました。何か一つ言わないといけないんですけど、ちょっと気になるのがあります。

私、これ何か気になります。令和4年の、この事業所が提出した元気アップ事業請求書、このことが非常に気になります。参加者と書いてあります。参加者ということは、今、令和5年の請求書と比較したらよく分かりますけど、これは担当者も調べれば分かると。参加者ということは登録者ということです。この令和4年の時はですね。

例えば、面白いのがやっぱりこの6月頃とかに出てるんですけど、参加者が、ここは少ないところがあった、26名とかです。これは登録者です。参加者になってます。そしたらその参加者が、これは6月ですけど、5月分の請求。この26名に対して、26名が全員来て8,000円の請求。途中から入会した人が1回2,000円で計算されています。そうしますと、その次は6月分は人数が増えてます、34名、参加者が。そしてその34名が8,000円請求が上がってるんです。この34名、65歳以上の人人が月に1回も欠席してないんですよ。全員出席しているんですよ。だからこの請求が上がったんでしょう。これ、警察とか詳しいところで出したら大変なことになりますよ。34名、実際参加してない、誰か彼かもう大概休んでます。よく調べれば大概休んでます。34名の参加者は登録者なんです。参加者というのは別なんです。これは令和5年の請求から変わってます。参加者、登録者数、参加者数というのは変わってます。令和5年は正しい請求書が書かれてると思います。令和4年は、この事業者の書いた請求書にはほとんど本当のことが書かれてない。これはどうしますか、町が調べます。どうですか。

○副町長（河野 秀二君） 先ほども申し上げましたし、田中議員の時にも申し上げましたように、調査が必要だろうというふうに思いますので、結果は別として、そういった見方をされる議員の方がいらっしゃるということですので、調査をさせていただきたいと思います。結果は別です。結果が出ればまた公表しないといけないと思いますので。ただ、最初から決めつけた考えというのは、その事業者の方に大変失礼なことですから、そこら辺りは気を配りながらやりたいと思います。

○議員（河野 祯明君） 町の調査ですが、これが納得のいくものであれば、私はもうそれで安心できるんですけど、さてこれが納得のできないような内容でしたら、当然、これが詐欺であればしかるべきところに出します、これは。それに職員が関わっているとしたら、もうとにかく絶対この真実を突き止めないと駄目です。よく今、同僚議員が、図書館問題で真実を突き止めろと言っています。本当にその気持ちがよく分かります。この真実を絶対突き止めたいと思います。

契約内容についても、いろいろこうおかしな内容があって、こういうちょっとおかしなこともありました。これ、私に資料をくださった方が開示請求しているんです。

—[発言取消]—

○議長（河野 浩一君） 河野禎明君、通告書にない発言は許可しませんので、注意してください。

以上です。

○議員（河野 禎明君） 通告書の時間はまだありますね。そうですね、町は、第9期介護保険事業計画の中で、元気アップ事業委託料は15%増しにしてますが、令和4年の予算では5年度の倍の約800万、誰がこの予算を組んだのか。さっき質問しましたかね。しましたかね、すいません。

○議長（河野 浩一君） もう大体言ったから終わってもいいんじゃないですか。

○議員（河野 禎明君） もうちょっと言い残しがあるといかんもんじやかいですね。そうですね、もう議長がおっしゃるとおりです。最後にお願いして、この事業は、もう新しい地域おこし隊にいい人がいますから、改善センターとか、そこにもう任せてやって、介護負担の金は使わないようにしてください。

もう介護保険を払っている者は助かります。証拠を持ってきました。私が介護保険、1回に払うのが1万3500円です、こたえます。これがちょっとでも下がると助かります。この予算はもう使わないように、ぜひお願ひいたします。

それでは、どうも大変長いことありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） 以上で一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時05分閉会
